
第47回 広島県薬剤師会
臨時総会資料

平成28年3月27日(日)



公益社団法人 広島県薬剤師会

第47回広島県薬剤師会臨時総会付議事項

目 次

(報 告)

報告第 1 号	公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告	1
報告第 2 号	平成27年度会務及び事業執行状況報告（公衆衛生）	2
報告第 3 号	平成27年度事業執行状況報告（検査）	19
報告第 4 号	平成27年度事業執行状況報告（会館）	21
報告第 5 号	平成27年度事業執行状況報告（共益）	21
報告第 6 号	事業用借地権設定契約書について（資料）	22
報告第 7 号	公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則	32

(議 案)

議案第 1 号	平成27年度補正予算書（案）	36
議案第 2 号	平成27年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（案）	44
議案第 3 号	平成28年度事業計画（公衆衛生）（案）	45
議案第 4 号	平成28年度事業計画（検査）（案）	48
議案第 5 号	平成28年度事業計画（会館）（案）	50
議案第 6 号	平成28年度事業計画（共益）（案）	50
議案第 7 号	平成28年度会費額の件（案）	51
議案第 8 号	平成28年収支予算書（案）	52
議案第 9 号	平成28年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（案）	67
議案第 10 号	公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程（案）	68
議案第 11 号	広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程（案）	71
議案第 12 号	公益社団法人広島県薬剤師会積立預金規程（案）	72
議案第 13 号	公益社団法人広島県薬剤師会施設設備整備に伴う助成貸付規程（案）	74
議案第 14 号	選挙管理委員会委員の選任について（案）	76
選 挙	会長候補者及び監事の選挙について	77

報告第1号

公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告

報告第2号

平成27年度 会務及び事業執行状況報告（公衆衛生）

（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）

第1 一般会務関係

1. 会員数 総数 3,074人 (3,110人) 平成27年10月末現在 () 内は前年度

正会員 A 1,550人 (1,526)

正会員 B 1,349 (1,374)

準会員 D 96 (95)

賛助会員 A 31 (64)

賛助会員 B 48 (51)

前年度より 36人減

2. 各種会議開催状況

(1) 第45回定期総会 (27.6.14)

(2) 第46回臨時総会 (27.8.8)

(3) 会長、副会長会 6回

(4) 理事会 6回

(5) 常務理事会 10回

(6) 監査会 1回

(7) 委員会等

ア 業務担当別理事会

(27.6.15 27.6.18 27.9.3)

イ 会員表彰選考委員会 (27.5.8 27.9.8)

ウ 財務打合会 (27.6.11 27.7.7 27.11.12)

エ 公益社団法人定款及び諸規程検討委員会

(27.12.7 27.12.25)

オ 選挙管理委員会 (27.12.14)

カ 公認会計士・財務担当者打合会 (27.6.16)

キ 公認会計士会計処理確認指導

(27.10.21・22)

ク 財務相談（石橋公認会計士来会）(27.11.25)

ケ 石橋公認会計士との打合せ (27.12.10)

コ 業務分担打合会 (27.9.18 27.10.30 27.11.10 27.11.17)

3. 公的機関への協力

広島県薬事審議会（委員 前田泰則 中川潤子）

広島県医療審議会（委員 松村智子）

広島県薬物乱用対策推進本部（本部員 前田泰則 幹事 大塚幸三）

広島県医療費適正化計画検討委員会（委員 豊見雅文）

中国地方社会保険医療協議会（委員 渡邊英晶）

広島県環境審議会（委員 中川潤子）

広島県地域保健対策協議会（理事 前田泰則 渡邊英晶）

広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会

（委員 木平 健治 大塚 幸三 豊見 敦）

広島県地域保健対策協議会医療・介護連携推進専門委員会（委員 有村 健二）

平成27年度地域・職域薬剤師会別会員数

（平成27年10月31日現在）

区分	正会員A	賛助会員A	正会員B	準会員D	合計
広島	406 (384)	18 (39)	445 (451)	36 (36)	905 (910)
安佐	155 (153)	5 (10)	173 (174)	9 (10)	342 (347)
安芸	81 (79)	2 (4)	94 (95)	15 (14)	192 (192)
広島佐伯	62 (63)		78 (69)	2 (2)	142 (134)
大竹	23 (22)	1 (2)	14 (17)	1 (1)	39 (42)
廿日市	56 (53)		42 (47)	8 (6)	106 (108)
東広島	86 (85)	1 (1)	77 (84)	2 (1)	166 (171)
吳	133 (135)	1 (1)	92 (91)	2 (3)	228 (230)
竹原	39 (40)		27 (29)	2 (4)	68 (73)
福山	269 (271)		121 (126)	3 (3)	393 (400)
三原	54 (56)	3 (3)	30 (27)	6 (6)	93 (92)
尾道	97 (98)		37 (39)	4 (2)	138 (139)
因島	20 (20)		20 (22)		40 (42)
三次	69 (67)		47 (47)	3 (4)	119 (120)
行政			52 (56)	3 (3)	55 (59)
計	1,550 (1,526)	31 (64)	1,349 (1,374)	96 (95)	3,026 (3,059)

上段： 平成27年度会員数

下段： (平成26年度会員数)

広島県医療安全推進協議会（委員 渡邊英晶）
広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会（委員 渡邊英晶）
健康ひろしま21推進協議会（委員 中川潤子）
ひろしま食育・健康づくり実行委員会（委員 二川 勝）
ひろしま食育・健康づくり実行委員会ワーキング会議（委員 井上映子）
広島県がん対策推進委員会（委員 大塚幸三 緩和ケア推進部会委員 青野拓郎）
広島県合同輸血療法委員会（委員 木平健治）
広島県緩和ケア人材育成検討会（委員 青野拓郎）
広島県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会（臨時委員 渡邊英晶）
広島県エイズ対策推進会議（委員 村上信行）
広島県地域医療再生計画推進委員会（委員 前田泰則）
(公財)広島県地域保健医療推進機構（評議員 前田泰則）
(公財)広島原爆障害対策協議会（評議員 前田泰則）
中国・四国厚生局保険指導薬剤師
(坂本 徹 今田考昭 下田代幹太 宗 文彦 河田邦貴 石井淳規)
広島県地域包括ケア推進センター運営協議会（委員 前田泰則）
ケアマネマイスター広島（岸川映子）
広島県緩和ケア支援センター地域在宅緩和ケア推進協議会（委員 青野拓郎）
新たな財政支援制度検討委員会（委員 前田泰則）
広島県地域包括ケア推進センター多職種連携推進ワーキングチーム（委員 有村健二）
難病患者の災害時支援マニュアル作成・検討を行う委員会（委員 村上信行）
在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会（委員 中川潤子）
災害時医薬品等供給マニュアル改正作業検討会（委員 村上信行）

4. 関係機関への協力

日本薬剤師会薬学教育委員会（委員 松村智子）
日本薬剤師会医薬分業対策委員会（副委員長 豊見 敦）
日本薬剤師会公衆衛生委員会（委員 野村祐仁）
日本薬剤師会災害対策委員会（委員 串田慎也）
日本薬剤師会病院診療所薬剤師部会（幹事 木平健治）
日本薬剤師会行政薬剤師部会（幹事 海島照美）
日本薬剤師会学校薬剤師部会（幹事 豊見雅文）
日本薬剤師会議事運営委員会委員（委員 前田泰則）
社会保険診療報酬支払基金広島支部
(審査委員 豊見雅文 青野拓郎 宮本一彦 調剤担当者代表幹事会参与 村上信行)
広島県国民健康保険診療報酬審査委員会（委員 木平健治 服部 聖）
(一社)広島県介護支援専門員協会（理事 村上信行 監事 有村健二）
(公財)日本学校保健会「学校における水泳プールの保健衛生管理」改訂委員会（委員 豊見雅文）
広島県学校保健会（副会長 永野孝夫）
核戦争防止国際医師会議（I P P NW）日本支部（J P P NW）
(副支部長 前田泰則 理事 野村祐仁)
広島プライマリ・ケア研究会（世話人役員 木平健治 井上映子）
日本薬学会中国四国支部（幹事 前田泰則）
第32回広島県薬事衛生大会実行委員会（委員 大塚幸三 渡邊英晶 野村祐仁 中川潤子）
(公財)友愛福祉財団（評議員 豊見雅文）
第61回中国地区公衆衛生学会（評議員 前田泰則）

第9回 I P P NW北アジア地域会議実行委員会（委員 前田泰則 野村祐仁）
ひろしま健康づくり県民運動推進会議
(一社)広島県介護支援専門員協会
(公社)青少年育成広島県民会議
(公社)広島交響楽協会
広島県禁煙支援ネットワーク
(公財)ひろしま国際センター
広島県日中親善友好協会
(公社)広島県防犯連合会
(公社)日本臓器移植ネットワーク
(公財)ひろしまドナーバンク
(公社)広島東法人会
広島市防火連絡協議会
(社福)広島県社会福祉協議会
(公財)ひろしまこども夢財団
(一社)広島県社会保険協会
広島県毒物劇物安全協会
全国公益法人協会
建国記念の日奉祝委員会
(一社)広島県シルバーサービス振興会

5. 会員の表彰

厚生労働大臣表彰（薬事功労）	木平 健治（広島）
文部科学大臣表彰	村上 信行（福山）
日本薬剤師会有功賞	今中フジエ（広島） 小川 操（東広島） 笹原 肇（広島） 広畠美代子（尾道） 吉田 稔（広島）
広島県知事表彰（薬事功労）	小林 啓二（福山） 佐々木一仁（呉）
広島県学校保健・学校安全表彰	渡邊 英晶（廿日市）
広島県薬剤師会賞	宮本 一彦（広島） 中野 真豪（広島） 貞永 昌夫（安佐） 大岩 生子（安芸） 川野 雅代（呉）
広島県薬剤師会功労賞	中川 潤子（広島） 吉川 勇人（広島） 森本 繁治（安佐） 奥本 啓（大竹） 森川淳一郎（廿日市） 佐藤 充子（呉） 守下 裕美（呉） 小森 泰雄（福山） 横田いつ子（尾道）
広島県薬剤師会有功賞	田原 幸子（広島） 松下悠紀子（広島） 厚井 一恵（安芸） 住田 淑子（安芸） 石本 和子（廿日市） 吉野 肇（三次）

6. 会員物故

(安 佐)	山本 康裕
(東 広 島)	内神 慶三
(竹 原)	岡本 宙児

(敬称略)

7. 各種印刷出版物等

広島県薬剤師会誌（4回）
広島県薬メールニュース（10件）
Drug Information News
2016年版管理記録簿
お薬手帳

薬物の乱用はダメ。ゼッタイ。(テキスト・リーフレット)

薬の基礎知識

「調剤事故発生時の対応マニュアル」

「調剤事故発生時の再確認」

連絡先ステッカー

薬剤師倫理規定

「個人情報保護に関する基本方針」ポスター

「安心して薬局サービスを受けていただくために（お知らせ）」ポスター

「お薬のこと」・「お願い」ポスター

お薬手帳啓発ポスター

「薬の正しい使い方」リーフレット

薬剤師名札

薬との上手なつきあい方－高齢者とくすり－

第2 事業関係（公衆衛生）

1 県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動

(1) 講座・研修会等の開催及び講師派遣等事業

ア 薬事衛生指導員制度事業

a ・薬事衛生指導員（114名）の派遣

イ 禁煙支援事業

a ・薬剤師禁煙支援マスターの認定（13名）・アドバイザーの認定（60名）

b ・平成27年度世界禁煙デー・禁煙週間への協力（27.5.31～6.6）

c ・第13回広島県禁煙支援ネットワーク研修会への協力・参加（27.10.17）

d ・薬剤師禁煙支援アドバイザー（60名）及び広島県健康生活応援店（151店）のWebサイトへの掲載

e ・毎月22日は「禁煙の日」。（スワンスワンデー）の周知活動

ウ アンチ・ドーピング活動

a ・2015年度公認スポーツファーマシスト認定プログラムへの参加（京都 27.11.28）

b ・平成27年度都道府県薬剤師会スポーツファーマシスト担当者合同研修会への出席

（東京 27.12.4）

エ 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業

a ・平成27年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業打合会の開催

（27.4.21 27.5.13 27.10.14）

b ・平成27年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業に関する支部担当者会議の開催

（27.5.26 27.6.2 27.9.16）

c ・平成27年度広島県在宅支援薬剤師専門研修会Iの開催（27.10.25 27.11.3）

d ・地域会長および地域担当者協議会の開催（27.12.1）

オ 在宅医療推進活動

a ・未就業薬剤師就業支援事業実行委員会の開催（27.4.20 27.7.10 27.12.17）

b ・平成27年度新たな財政支援制度検討委員会への出席（27.5.16 27.7.30 27.11.9）

c ・医療・衛生材料供給体制検討委員会の開催（27.12.16）

d ・在宅医療推進委員会の開催（27.6.10 27.7.16 27.8.20 27.10.15）

e ・在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会の開催

（27.6.24 27.6.30 27.8.27 27.12.8）

f ・復職支援研修説明会の開催（広島 27.4.4・参加者10名 福山 27.4.4・参加者5名）

g ・復職支援研修会の開催（広島 27.6.4・参加者16名 福山 27.6.4・参加者10名

福山 27.7.14・参加者10名 広島 27.7.15・参加者15名 広島 27.9.1・参加者11名

福山 27.9.1・参加者9名 広島 27.10.14・参加者14名 福山 27.10.14・参加者10名

福山 27.11.17・参加者9名 広島 27.11.19・参加者11名）

h ・在宅訪問薬局に関する相談窓口の設置検討委員会の開催（27.12.11）

i ・モバイルファーマシー（MP）担当者への出席（鹿児島 27.11.22）

j ・地域医療総合確保事業打合せの開催（27.11.24）

カ 「県民公開講座」の開催（27.10.31・参加者52名）

キ プライマリ・ケアの推進

a ・プライマリ・ケアにおけるかかりつけ薬局の普及及び医療機関との連携・協力

b ・広島プライマリ・ケア研究会への協力

c ・広島プライマリ・ケア研究会世話人会への出席（27.12.9）

ク 研修会への講師派遣

- a ・竹原薬剤師会第2回在宅薬剤師研修会への講師派遣 (27. 10. 16)
- b ・佐伯区介護支援専門員自主勉強会への講師派遣 (27. 4. 21)
- c ・難治性てんかん・心身障害を持つ子どもの保護者会への講師派遣 (27. 7. 4)

(2) 県民への薬と健康に関する啓発事業

ア 「薬と健康の週間」の企画・運営

- a ・「薬と健康の週間」の実施 (27. 10. 17～10. 23)
- b ・薬と健康の週間ポスターの配付
- c ・くすりと健康相談窓口の開設 (27. 5. 21 安佐北区総合福祉センター)
 - 〃 (27. 5. 30 さつき祭りイベント会場ポポロ)
 - 〃 (27. 6. 7 安佐北区総合福祉センター)
 - 〃 (27. 6. 28 東区総合福祉センター)
 - 〃 (27. 7. 5 東区総合福祉センター)
 - 〃 (27. 9. 17 安佐南区総合福祉センター)
 - 〃 (27. 9. 27 東区総合福祉センター)
 - 〃 (27. 9. 27 神辺文化センター)
 - 〃 (27. 10. 4 広島市中区地域保健センター)
 - 〃 (27. 10. 4 南区地域福祉センター)
 - 〃 (27. 10. 4 竹原市保健センター・ふくしの駅周辺)
 - 〃 (27. 10. 12 安佐北区スポーツセンター)
 - 〃 (27. 10. 17 二河公園多目的グラウンド・呉中央公園)
 - 〃 (27. 10. 17・18 ローズアリーナ)
 - 〃 (27. 10. 24 安佐南区民文化センター)
 - 〃 (27. 10. 24・25 三原サンシープラザ)
 - 〃 (27. 10. 25 サントピア大竹)
 - 〃 (27. 11. 1 広島サンプラザ、近隣公園)
 - 〃 (27. 11. 1 安佐南区民文化センター)
 - 〃 (27. 11. 8 安芸区民文化センター)
 - 〃 (27. 11. 8 東広島運動公園体育会(アカハーツ))
 - 〃 (27. 11. 8 佐伯区民文化センター及び五日市中央公園)
 - 〃 (27. 11. 8 廿日市健康福祉センター)
 - 〃 (27. 11. 8 尾道総合福祉センター)
 - 〃 (27. 11. 8 三次市福祉保健センター)
 - 〃 (27. 11. 19 安佐北区総合福祉センター)
 - 〃 (27. 11. 29 ひまわりぷらざ・海田西小・海田西中周辺)

- d ・第32回広島県薬事衛生大会実行委員会への出席 (27. 9. 10)

- e ・第32回広島県薬事衛生大会への協力 (27. 11. 26)

- f ・平成27年度薬祖神大祭の開催 (27. 11. 26)

イ 「薬草に親しむ会」の企画・運営

- a ・薬草に親しむ会打合会の開催 (27. 4. 24 27. 9. 4)
- b ・薬草に親しむ会の現地下見・支所への挨拶 (27. 6. 30)
- c ・薬草に親しむ会の開催 (27. 9. 23 廿日市市宮島町・参加者218名)

ウ 薬物乱用防止活動

- a ・平成27年度広島県薬物乱用対策推進本部幹事会への出席 (27. 6. 16)
- b ・平成27年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への協力 (27. 6. 20～7. 19)
- c ・平成27年度広島県薬物乱用対策推進本部会議への出席 (27. 7. 16)

- d ・広島県麻薬・覚せい剤乱用防止運動への協力 (27.10.1~11.30)
 - e ・**広島県ダメゼッタイ普及運動実行委員会への協力**
 - f ・麻薬、覚せい剤、向精神薬等薬物乱用防止活動の推進への協力
 - g ・薬物乱用防止対策の推進
 - h ・広島県薬物乱用防止指導員の推薦 (51名) (任期~29.7.31)
 - i ・広島薬物関連問題関係者ネットワーク (ひろしまDネット) への協力
 - j ・第4回リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマへの協力 (27.9.27)
 - k ・平成27年度地域依存症対策研修会事業薬物依存対策支援者スキルアップ研修への協力
(尾道 27.10.20 広島 27.11.17)
 - l ・「薬物の乱用はダメ。ゼッタイ。」[STOP 危険ドラッグ]等の配付 (28件)
 - m ・**向精神薬の偽造処方箋の不正利用の周知徹底、発見への協力**
- エ 広島県健康増進計画への協力
- a ・ひろしま食育・健康づくり実行委員会への協力
 - b ・ひろしま食育・健康づくり実行委員会への出席 (27.6.26)
 - c ・平成27年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会への協力 (27.6.8)
 - d ・ひろしま県お弁当3・3コンクールへの協力
 - e ・オレンジリング週間への協力 (27.9.21~9/27)
- (3) その他事業
- ア 「がん検診サポート薬剤師」事業
- a ・**がん検診サポート薬剤師養成委員会 (27.12.9)**
 - b ・広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会の開催
(福山 27.12.12・参加者24名 呉 27.12.19・参加者10名)
 - c ・広島県がん検診サポート薬剤師 (354名)
 - d ・平成27年度「がん検診へ行こうよ」推進会議への出席 (27.4.16)
 - e ・平成27年度がん征圧月間への協力 (27.9.1~9.30)
 - f ・**広島県がん対策推進委員会への出席 (27.12.25)**
 - g ・ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会への出席 (27.4.16 27.5.7 27.7.23)
 - h ・ピンクリボンdeカープ (対DeNA戦)への参加・協力 (27.5.17)
 - i ・ピンクリボングッズの販売協力 (27.11.15)
 - j ・**がん予防及び結核予防普及啓発事業への協力**
- イ 「広島県薬剤師会認定基準薬局制度」の推進
- a ・認定基準薬局制度運営協議会の開催 (27.7.30 27.11.27)
 - b ・広島県薬剤師会認定「基準薬局」の推進 第1次認定 27.4.1 薬局(新規 1 更新 26)
第2次認定 27.8.1 薬局(新規 2 更新 36)
第3次認定 27.12.1 薬局(新規 2 更新 41)
27.12.31現在 認定基準薬局数 (415薬局)
 - c ・薬局業務運営ガイドラインの周知徹底
- ウ 高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修の開催
- a ・高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修会の開催 (27.11.29・参加者279名)
- エ 情報提供活動
- a ・広報委員会 (27.4.21 27.5.12 27.6.19 27.7.8 27.8.21 27.9.11 27.10.21
27.11.10 27.12.16)
 - b ・**県薬ホームページ作成についての打合会 (27.7.21 27.8.28)**
 - c ・**県薬ホームページのリニューアル (27.10.1~)**
 - d ・一般紙へ薬局業務・薬剤師職能PR広告掲載 (中国新聞 27.8.20 27.9.17 27.10.17)

- e ・ 県薬会誌の発行 (4回)
 - f ・ 広島県薬メールニュースの配信 (10件)
 - g ・ 2016年版管理記録簿・自己点検表の作製・配布
 - h ・ 広島県薬局機能情報公開制度への対応
 - i ・ マスコット・キャラクター活用打合会 (27. 7. 3)
 - j ・ マスコット・キャラクター「ヤクザイくん」の商標登録
 - k ・ 中国新聞社取材 (27. 5. 18)
 - l ・ (一社)広島県シルバーサービス振興会機関紙への寄稿 (27. 7. 2)
 - m ・ 協会けんぽ向井広島支部長との対談 (27. 8. 26)
- 才 「災害及び感染症対策」事業
- a ・ 災害時医薬品等供給マニュアル改正作業検討会打合せへの出席 (27. 7. 27)
 - b ・ 災害時医薬品等供給マニュアル改正作業検討会への出席 (27. 7. 30 27. 11. 5)
 - c ・ 防災シンポジウム・防災フェア～災害に強い広島を目指して～への参加 (27. 8. 8)
 - d ・ 災害対策委員会の開催 (27. 11. 10)
 - e ・ 日本集団災害医学会・災害医療認定薬剤師災害薬事研修会への受講 (鳥取 27. 12. 20)
 - f ・ 広島県感染症・疾病管理センター研修会への協力
- 力 薬剤師無料職業紹介所事業
- a ・ 求人・求職情報システムの促進 (求人11件 薬学生求人3件 求職3件)
- キ 日本薬剤師会との連携・推進
- a ・ 日本薬剤師会第83回定時総会への出席 (東京 27. 6. 27・28)
 - b ・ 日本薬剤師会代議員中国ブロック会議への出席 (山口 27. 5. 30・31)
 - c ・ 日本薬剤師会都道府県会長協議会 (東京 27. 5. 13 東京 27. 7. 29 鹿児島 27. 11. 21)
 - d ・ 日本薬剤師会医療事故調査制度における医療事故調査等支援団体の申出 (27. 6. 11)
 - e ・ 日本薬剤師会平成27年度一般用医薬品担当者全国会議への出席 (東京 27. 9. 10)
 - f ・ 日本薬剤師会平成27年度薬局実務実習担当者全国会議への出席 (東京 27. 6. 19)
 - g ・ 日本薬剤師会第48回学術大会 (鹿児島 27. 11. 22・23)
 - h ・ 平成27年度都道府県薬剤師会スポーツファーマシスト担当者合同研修会への出席
(東京 27. 12. 4)
 - i ・ 日本薬剤師会薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会への出席 (東京 27. 10. 25)
 - j ・ 平成27年度敬老の日・老人週間 (27. 9. 15～21)
 - k ・ 平成27年度敬老の日・老人週間 (27. 9. 15～21)
 - l ・ 平成27年度世界エイズデーへの協力 (27. 12. 1)
 - m ・ 日本薬剤師会中国ブロック会議への出席 (岡山 27. 9. 12)
 - n ・ 日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議への出席 (東京 27. 10. 16)
 - o ・ 「津波防災の日」への協力 (27. 11. 5)
 - p ・ 日本薬剤師会サポート薬局制度への協力
 - q ・ 日本薬剤師会賠償責任保険への加入促進
 - r ・ 日本薬剤師会個人情報漏洩保険への加入促進
 - s ・ 日本薬剤師会共済部への加入促進
 - t ・ 日本薬剤師会薬剤師年金制度への加入促進
 - u ・ 日本薬剤師国民年金基金への加入促進
 - v ・ 薬剤師ローン等の活用
- ク 国及び広島県との連携・推進
- a ・ 中国地方社会保険医療協議会総会への出席 (27. 4. 7 27. 12. 11)
 - b ・ 中国地方社会保険医療協議会広島部会への出席 (27. 4. 24 27. 5. 26 27. 6. 25 27. 7. 28)

27.8.26 27.9.29 27.10.29 27.11.26 27.12.24)

- c ・ 広島県地域包括ケア推進センター運営協議会への出席 (27.5.11)
 - d ・ ひろしまヘルスケア推進ネットワーク設立総会への出席 (27.5.11)
 - e ・ 第65回社会を明るくする運動広島県推進委員会への出席 (27.5.20 27.7.3)
 - f ・ 広島県「農薬危害防止運動」への協力 (27.6.1~8.31)
 - g ・ 高齢者保健福祉・介護保険等市町担当課長会議への出席 (27.6.5)
 - h ・ (公社)青少年育成広島県民会議通常総会への出席 (27.6.17)
 - i ・ 広島県環境審議会温泉部会への出席 (27.6.22 27.12.10)
 - j ・ 平成27年度広島県合同輸血療法委員会への出席 (27.6.27)
 - k ・ 広島県地域包括ケア推進センター多職種連携推進ワーキングチーム会議への出席
(27.6.30 27.11.25)
 - l ・ 地域医療介護総合確保事業に係る連絡会議への出席 (27.7.8 27.8.5)
 - m ・ 北方領土返還要求運動広島県民会議総会への出席 (27.7.21)
 - n ・ 広島県医療審議会保健医療計画部会への出席 (27.7.9 27.10.16 27.12.4)
 - o ・ 広島県地域リハビリテーション等専門職派遣及び研修に係る調整会議への出席 (27.7.22)
 - p ・ 広島県緩和ケア支援センター平成27年度地域在宅緩和ケア推進協議会への出席 (27.8.7)
 - q ・ 広島県緩和ケア支援センター平成27年度緩和ケア人材育成検討会への出席 (27.11.17)
 - r ・ 平成27年度第1回地域 づくりによる介護予防推進支援研修会への出席 (27.8.17)
 - s ・ 平成27年度広島県「みんなで減災」一斉地震防災訓練への参加・協力 (27.9.4)
 - t ・ 平成27年度自殺予防週間への協力 (27.9.10~9.16)
 - u ・ 広島県地域リハビリテーション等専門職研修会への協力 (広島 27.10.10 福山 27.11.14)
 - v ・ 広島県緩和ケア支援センター老人保健福祉月間フォーラム「住民と共に作る地域包括ケア」への協力 (27.10.30)
 - w ・ 平成27年度独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全業務運営会議への出席
(広島 27.11.6)
 - x ・ 結核予防技術者研修会への協力 (広島 27.11.26 尾道 27.12.4)
 - y ・ 新型インフルエンザ等対策訓練への参加 (27.11.27)
 - z ・ 広島県環境審議会総会への出席 (27.12.2)
 - A ・ 平成27年度広島県医療費適正化計画検討委員会への出席 (27.12.16)
 - B ・ けんみん文化祭ひろしま'15への協力 (広島 27.12.23)
 - C ・ 「健康日本21」「健康ひろしま21」運動への協力
 - D ・ 医薬品等安全性情報報告制度への協力
 - E ・ 広島県立美術館団体割引会員への協力
 - F ・ 平成27年国勢調査への協力
- ケ 四師会との連携・推進
- a ・ I P P NW日本支部 (J P P NW) 理事会・総会、広島県支部総会への出席 (27.4.25)
 - b ・ 平成27年度「看護の日」広島県大会への出席 (27.5.9)
 - c ・ 21世紀、県民の健康とくらしを考える会役員会への出席 (27.6.3 27.10.8)
 - d ・ 第26回ジュノー記念祭への協力 (27.6.7)
 - e ・ 第9回 I P P NW北アジア地域会議実行委員会への出席 (27.7.6)
 - f ・ 平成27年度広島県四師会役員連絡協議会への出席 (27.7.17)
 - g ・ 医療事故調査制度支援団体連絡協議会への出席 (27.8.12 27.8.24 27.11.11)
 - h ・ 平成27年度在宅医療の人材 (訪問看護師) 確保のための推進事業検討委員会への出席
(27.8.20 27.12.2)
 - i ・ 第68回広島医学会総会懇親会への出席 (27.11.8)

- j ・ 広島県医師会平成27年度感染症講演会への出席 (広島 27. 12. 10)
- コ その他関係団体との連携・推進
 - a ・ 広島県病院薬剤師会の事業への協力
 - b ・ 広島県女性薬剤師会の事業への協力
 - c ・ 広島県学校薬剤師会の事業への協力
 - d ・ 広島県青年薬剤師会の事業への協力
 - e ・ 広島県行政薬剤師会の事業への協力
 - f ・ 広島県毒物劇物安全協会平成27年度総会並びに研修会 (27. 5. 20)
 - g ・ 子育て応援団すこやか2015打合会の開催 (27. 5. 7)
 - h ・ 子育て応援団すこやか2015への参加 (広島 27. 5. 23・24)
 - i ・ (公財)広島県地域保健医療推進機構評議員会への出席 (27. 6. 9)
 - j ・ 第20回日本緩和医療学会学術大会への協力 (横浜 27. 6. 18~6. 20)
 - k ・ 一般社団法人広島県介護支援専門員協会設立披露会・定期総会への出席 (27. 6. 27)
 - l ・ 平成27年度病院診療所薬剤師研修会への協力 (広島会場 27. 7. 11・12)
 - m ・ ヒロシマ薬剤師研修会への協力 (27. 7. 26)
 - n ・ 広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式への出席 (27. 8. 6)
 - o ・ 平成27年度中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会への出席 (27. 8. 21)
 - p ・ 日本医療安全調査機構医療事故調査制度説明会への出席 (岡山 27. 8. 30)
 - q ・ 第54回広島県身体障害者福祉大会への協力 (27. 9. 4)
 - r ・ 日本赤十字社中四国ブロック血液センター見学会 (27. 10. 1)
 - s ・ 広島キッズシティ2015出店者説明会への出席 (27. 7. 25)
 - t ・ 広島キッズシティ2015打合会の開催 (27. 9. 29)
 - u ・ 広島キッズシティ2015への参加 (27. 10. 10・11)
 - v ・ 平成27年広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会への出席 (27. 11. 24)
 - w ・ 第1回中国地区介護老人保健施設大会in広島への出席 (27. 11. 27)
 - x ・ 「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」拠出金の徴収等への協力
- サ 本会の後援・共催・賛同した事業
 - a ・ わんぱく大作戦 (27. 4. 1~)
 - b ・ 広島大学霞室内管弦楽団 2015 Spring Concert (27. 4. 26)
 - c ・ 平成27年度「看護の日」広島県大会 (27. 5. 9)
 - d ・ 子育て応援団すこやか2015 (27. 5. 23・24)
 - e ・ 平成27年度広島県農薬危害防止運動 (27. 6. 1~8. 31)
 - f ・ 第26回ジュノー記念祭 (27. 6. 7)
 - g ・ 平成27年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (27. 6. 20~7. 19)
 - G ・ 明日の動脈硬化予防を考えるシンポジウム (27. 6. 25)
 - h ・ 第1回日本医薬品安全性学会学術大会 (27. 7. 4・5)
 - i ・ 日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロック福祉用具展示会&セミナーin広島2015 (27. 7. 17・18)
 - j ・ 2015年度広島国際大学健康フェア (27. 7. 25・26)
 - k ・ 第38回日本産婦人科医性教育指導セミナー全国大会 (27. 7. 26)
 - l ・ 第3回Neurosurgery Update in Hiroshima (27. 8. 9)
 - H ・ 日本肥満学会第13回肥満症サマーセミナー (27. 8. 23)
 - m ・ 平成27年度がん征圧月間 (27. 9. 1~9. 30)
 - n ・ 平成27年度老人保健福祉月間 (27. 9. 1~9. 30)
 - o ・ 平成27年度広島県認知症疾患医療センター合同研修会 (27. 9. 4)

- p ・ リレー・フォー・ライフ・ジャパン2015in広島（広島）（27.9.5・6）
- q ・ 広島県禁煙支援ネットワーク 今、求められる事業所における喫煙対策セミナー（27.9.10）
- r ・ オレンジリング・イベント 世界アルツハイマー記念講演会in三次（27.9.13）
- s ・ 広島県緩和ケア支援センター平成27年度広島県緩和ケア推進事業在宅緩和ケア講演会
(27.9.26)
- t ・ 第4回リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマ（27.9.27）
- u ・ 福山大学薬学部卒後教育研修会（27.10.10）
- v ・ 平成27年度広島県治験コーディネーター（C R C）研修会（27.11.14）
- w ・ 平成27年アルコール関連問題啓発フォーラム（27.11.14）
- x ・ 第48回日本漢方交流会全国学術総会広島大会（27.11.22・23）
- y ・ 第1回中国地区介護老人保健施設大会in広島（27.11.27・28）
- z ・ 消防団を中心とした地域防災力充実強化大会in広島2015（27.11.30）
- A ・ 安田女子大学薬学部卒後教育研修会（27.12.5）
- B ・ 日本臨床腫瘍学会「スタートアップセミナー2015」（27.12.6）
- C ・ 第56回広島県公衆衛生大会（27.12.10）
- D ・ 第20回広島県理学療法士学会（27.12.13）
- E ・ 広島県国民健康保険団体連合会平成27年度健康づくりポスター募集
- シ 薬剤師会館移転の検討及び対応
 - a ・ 定期借地借家権に係る研修会の開催（27.5.11）
 - b ・ 会館建設特別委員会の開催（27.5.18 27.7.11）
 - c ・ 会館建設打合せの開催（27.5.19 27.6.13 27.7.14 27.8.24(2回) 27.9.14 27.9.19 27.9.29 27.10.7 27.10.8）
 - d ・ 広島県薬剤師会館設計・監理業務に係る指名型プロポーザル第1次審査打合せの開催
(27.6.14)
 - e ・ 広島県薬剤師会館設計・監理業務に係る指名型プロポーザル第1次審査の開催（27.6.16）
 - f ・ 広島市都市整備局都市機能調整部訪問（27.7.2 27.7.27）
 - g ・ 二葉の里地区エリアマネジメント組織準備会への出席（27.7.10）
 - h ・ 薬剤師会館設計・監理業務に係るプロポーザル事前審査会の開催（27.7.15）
 - i ・ E C I 方式による会館建設について国土交通省中国地方整備局営膳部整備課への訪問
(27.7.16)
 - j ・ 広島県薬剤師会館設計・監理業務に係る指名型プロポーザル第2次審査（ヒアリング）の開催（27.7.18）
 - k ・ 構成設計との打合せの開催（27.7.22）
 - l ・ 広島県薬剤師会館施工技術提案方式（準E C I 方式）による「設計技術支援者選定に係る指名型プロポーザル（仮称）」の開催（27.7.22）
 - m ・ 広島市都市整備局都市機能調整部訪問後の今後の予定等打合せの開催（27.7.27）
 - n ・ 薬剤師会館整備方針に係る検討会の開催（27.8.4 27.8.11 27.8.21 27.8.26 27.9.8）
 - o ・ 施工技術提案方式（準E C I 方式）による設計技術支援者選定に係る勉強会の開催
(27.8.11)
 - p ・ 施工技術提案方式（準E C I 方式）による設計技術支援者選定に係る指名型プロポーザル直前審査委員会打合せの開催（27.8.18）
 - q ・ 施工技術提案方式（準E C I 方式）による設計技術支援者選定に係る指名型プロポーザル審査委員会の開催（27.8.19）
 - r ・ 会館建設等の打合せ及び整備方針に係る検討会の開催（27.8.31）
 - s ・ 会館北側敷地の利活用事業に係る事業者ヒアリング下打合せの開催（27.9.7）

- t ・会館北側敷地の利活用事業に係る事業者適格性審査検討会の開催 (27. 9. 7)
- u ・エリアマネジメント調整会議への対策についての開催 (27. 9. 28 27. 10. 1)
- v ・薬剤師会館建設に係る検討会の開催 (27. 10. 14 27. 10. 22 27. 10. 29 27. 11. 5 27. 11. 12 27. 11. 18 27. 12. 21)
- w ・中国四国厚生局指導監査課（保険薬局指定）への訪問 (27. 11. 4)
- x ・広島市都市整備局への訪問（エリアマネジメント調整会議対応）(27. 11. 18)

2 医薬分業の推進及び社会保険制度への対応状況報告

(1) 保険薬局部会事業

- ア a ・「ひろしま医療情報ネットワーク」(HMネット) 打合会の開催 (27. 5. 26 27. 6. 8 27. 7. 10 27. 9. 17)
 - b ・「ひろしま医療情報ネットワーク」(HMネット) についての研修会の開催 (27. 11. 1)
 - c ・保険薬局ニュース（会誌各号）と保険薬局ニュース速報の発行 (FAX9回)
 - d ・調剤報酬に関する質疑、応答
 - e ・平成27年度社会保険医療担当者（薬局）指導打合会の開催（中国四国厚生局・広島県・本会 27. 4. 8）
 - f ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導に立会（平成27年6月～平成27年12月 49件）
 - g ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導に立会（平成27年6月～平成27年12月 55件）
 - h ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団的個別指導に立会（平成27年10月 98件）
 - i ・中国四国厚生局監査に立会（平成27年4月27日 1件、7月27日 1件、10月19日・20日 1件）
 - j ・「保険薬局業務指針」等関係書籍の整備、斡旋
- イ a ・平成27年度緩和ケア薬剤師研修への協力（広島 27. 10. 18 広島 27. 10. 25）
 - ウ a ・平成27年度抗H I V薬服薬指導研修会の開催 (27. 9. 13)

(2) その他の事業

- ア a ・医療保険委員会（保険薬局部会）担当者会議の開催 (27. 12. 10)
 - b ・広域病院の院外処方せんに関する協議と資料の提供
 - c ・医薬品の適正使用の推進
 - d ・応需薬局地図の作成
 - e ・医薬分業支援組織整備
 - f ・備蓄検索システムの整備
 - g ・県民へのかかりつけ薬局理解のための広報
 - h ・県民への医薬分業啓発
 - i ・「くすりと健康相談窓口」等に於いての医薬分業P R支援
- イ a ・休日・夜間診療、小児救急等に係る助成
 - ウ a ・社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会への出席 (27. 4. 10 27. 5. 15 27. 6. 12 27. 7. 10 27. 8. 7 27. 9. 11 27. 10. 16 27. 11. 13 27. 12. 11)
 - b ・調剤報酬審査支払機関への対応
 - c ・保険指導薬剤師への対応
 - d ・広島県社会保険診療報酬請求書審査委員会学術講演会への出席 (27. 8. 26)
- エ a ・医薬品安全性情報収集活動に協力

- b · Drug Information Newsの配布
- 才 a · 在宅介護相談事業の支援
- b · 在宅医療への参画推進
- c · 薬務課との共同事業・在宅医療普及啓発用チラシ作成への協力
- カ a · 平成27年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会 (27.7.17)
- キ a · 薬剤服用歴の未記載に関する講習会への協力 (福山 27.10.10)
- ク a · 重複頻回受診保健指導事業におけるブラウンバッグ配付への協力

(3) 各種印刷出版物等

- ア 薬の基礎知識
- イ 薬との上手なつきあい方－高齢者とくすり－
- ウ 薬の正しい使い方
- エ 調剤事故発生時の対応マニュアル
- オ 調剤事故発生時の再確認
- カ お薬手帳及びお薬手帳啓発（注意事項）シールの作製
- キ 「お薬手帳をお持ちください」ポスター
- ク 保険薬局 ジェネリック医薬品調剤対応看板
- ケ 保険薬局 ジェネリック医薬品調剤対応シール
- コ 訪問薬剤管理指導業務 P R リーフレット
- サ 「持とう！お薬手帳」 P R チラシ
- シ 「薬と健康の週間」における全国統一事業に係るポスター・チラシ
- ス 選んでくだサイ！あなたのかかりつけ薬局ポスター・チラシ

3 薬剤師の生涯教育及び養成計画

(1) 薬学教育機関等との関係強化

- ア 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関事務局の受け入れ
- イ 薬学生実務実習受け入れ実行委員会の開催 (27.4.10)
- ウ 6年制薬局実務実習受け入れ説明会の開催 (呉 7.4.15 広島 27.4.23 福山 27.4.28)
- エ 病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議への出席
(岡山 27.5.18 岡山 27.7.14 岡山 27.10.23)
- オ 平成27年度認定実務実習指導薬剤師養成講習会の開催
(広島 27.5.31・講座アオ46名 イウ50名 福山 27.6.7・講座アオ29名 イウ28名)
- カ 認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ（薬学教育者ワークショップ）中国・四国への参加 (福山 27.7.19・20 岡山 27.10.11・12)
- キ 「改訂モデル・コアカリキュラム・薬学実務実習ガイドライン」講演会の開催 (27.7.29)
- ク 平成27年度認定実務実習指導薬剤師養成更新講習会の開催
(広島 27.9.27・182名 福山 27.10.4・95名)
- ケ 薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議への出席 (高知 27.10.31)
- コ 広島大学薬学部実務実習事前学習への講師派遣 (27.11.5 27.11.19)
- サ 福山大学O S C Eへの協力 (福山 27.11.29)
- シ 安田女子大学O S C Eへの協力 (広島 27.11.29)
- ス 広島大学O S C Eへの協力 (広島 27.12.6)
- セ 広島国際大学O S C Eへの協力 (呉 27.12.13)
- ソ 薬局実習の受け入れ (広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学)

- タ 早期体験学習への協力（広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学）
チ 県外薬学部学生実務研修への協力
ツ 薬局が実習を行っている旨等を示すポスター・薬学生実務実習受入施設証の配布
(27.5・170件)

- テ 薬局実務実習への協力（検査センター・薬事情報センター施設見学）
ト 広島国際大学入学宣誓式出席（27.4.3）

(2) 第35回広島県薬剤師会学術大会の開催（広島 27.11.15・参加者170名）

- 口頭発表 11題
○ 特別講演 1題

- ア 広島県薬剤師会学術大会実行委員会の開催（27.6.17 27.10.8）
イ 広島県薬剤師会学術大会出展打合会の開催（27.10.1）

(3) 広島県薬剤師研修協議会への協力

- ア 広島県薬剤師研修協議会への協力（27.6.15）
イ (公財)日本薬剤師研修センターの運営への協力
ウ 「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度」への協力（1,160名）
エ 日本薬剤師会生涯学習支援システム（JPALS）への推進・協力
オ 新薬剤師研修会の開催（27.6.28・参加者36名）
カ 研修カレンダーの運営

(4) その他事業

- ア 日本薬剤師会学術大会への参加
a ・日本薬剤師会第48回学術大会への参加（鹿児島 27.11.22・23・参加者68名）
b ・日本薬剤師会第48回学術大会の発表者支援（鹿児島 27.11.22・23・3名）
イ 広島県地域保健対策協議会への参画
a ・広島県地域保健対策協議会への協力
b ・地対協打合会の開催（27.4.27）
c ・地対協WGの開催（27.6.25 27.8.31）
d ・広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会への出席（27.7.13 27.10.21）
e ・広島県地域保健対策協議会定例理事会への出席（27.8.10）
f ・健康食品の利用に関するアンケート調査への協力
g ・医薬品の適正使用検討特別委員会（平成26年度）医薬品の適正使用検討特別委員会報告書の配布
ウ 日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への参加
a ・日本薬学会中国四国支部・日本薬剤師会中国四国ブロック・日本病院薬剤師会中国四国ブロック合同会議（高知 27.10.31）
b ・第54回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への協力・参加
(高知 27.10.31・11.1・参加者6名)

4 薬事情報センターの事業

- (1) 薬事情報センタ一定例研修会等
ア 薬事情報センタ一定例研修会の開催 9回（630名）
(2) 薬局実務実習への協力
ア 施設見学の受け入れ
(27.5.20～22 27.5.27 27.9.17・18、27.9.24・25、学生78名、指導薬剤師6名)
(3) 講演活動及び広島県薬剤師会会員の講演活動支援

ア 薬の適正使用、ドーピング等に関する研修会における講演活動

- a ・三原薬剤師会薬局実務実習生への講義に講師派遣 (三原 27.6.17 27.10.14)
- b ・安佐薬剤師会薬局実務実習生への講義に講師派遣 (広島 27.7.9 27.11.5)

イ 会員の各種研修会における講演活動のための資料収集・資料作成

- a ・資料収集 16件
- b ・資料作成 8件

(4) 相談・助言に係わる事業

ア 質疑応答業務

- a ・電話等による情報提供 414件
- b ・FAX送信 3,631件

イ お薬相談電話

- a ・情報提供件数 962件
- b ・電話受信件数 592件

ウ 広島中毒119番

- a ・電話による情報提供 97件
- b ・留守番電話 14件

エ ドーピングホットライン

- a ・情報提供件数 46件

(5) その他事業

ア 薬事関連情報の収集、ウェブサイトによる情報提供

イ 広島県薬剤師会備蓄検索システムにおける医薬品情報メンテナンス

ウ 情報誌の発刊・寄稿

- a ・D.I. News (ヒロシマ) 発刊 3回 (vol. 43 No. 2-4)

エ 関係団体への協力

- a ・日本薬剤師会 Bunsaku文献データベースの作成、モバイル（動く）DI室事業、都道府県薬剤師会薬事情報センターとの連携、他

b ・広島県病院薬剤師会

- 医薬品情報委員会への委員派遣 3回

c ・(公財) 日本アンチ・ドーピング機構(JADA)

- 広島県におけるドーピングホットラインの設置

オ 研修

- a ・平成27年度公認スポーツファーマシスト認定プログラム基礎講習会への出席 (京都 27.7.12)

- b ・平成27年度感染症・疾病管理センター研修会（感染症研修コース）への出席 (広島 27.7.1 27.8.28 27.9.30)

- c ・平成27年度医療安全研修会への出席 (広島 27.9.10)

- d ・平成27年度ドーピング防止ホットライン担当者研修会への出席 (東京 27.12.4)

カ 広報活動（相談窓口のご案内）

a ・薬事情報センター

- ・福山市：ウェブサイト「ふくやま子育て@-支援情報」

b ・広島中毒119番

- ・広島県：「農薬危害防止講習会テキスト」「広島県ウェブサイト（相談窓口）」

「広島県民手帳資料編（広島県統計協会）」

- ・広島市：「母子健康手帳」「すくすく」「のびのび」「わくわく」

「4ヶ月児健康診査事業配布冊子」「わくわく子育てベビーダイヤル」
「あんしん子育てサポートブック」

- ・(公財) ひろしまこども夢財団:
「イクちゃん子育てガイド2015年度版」
「ウェブサイト 広島県の子育てポータル イクちゃんネット」
- ・東広島市:「母子健康手帳別冊受診券セット」「子育てパンフレットすくすく」
- ・福山市:「あんしん子育て応援ガイド2015」
- ・府中市:「母子健康手帳別冊」
- ・府中町:「母子健康手帳別冊」
- ・リビングひろしま:「もしもダイヤル」(27.12.12)

c お薬相談電話

- ・広島県:「広島県ウェブサイト (相談窓口)」「広島県民手帳資料編 (広島県統計協会)」
- ・広島市:「広島市ウェブサイト (よくあるQ&A)」「特定健康診査PRチラシ」
- ・(公財) ひろしまこども夢財団:「イクちゃん子育てガイド2015年度版」
- ・福山市:「あんしん子育て応援ガイド2015」
- ・広島県後期高齢者医療広域連合:ジェネリック医薬品お願いカード
- ・広島県国民健康保険団体連合会:ジェネリック医薬品お願いカード
- ・中国新聞:広告掲載 (27.7.14 27.8.28 27.9.30)

5 その他事業

- (1) 自動体外式除細動器 (AED) の設置 (広島県薬剤師会館 1階)
- (2) 夏季の省エネルギー対策の実施 (27.5.1~10.31)
- (3) 福利厚生事業の推進
- (4) 越智光夫先生広島大学学長就任記念祝賀会への出席 (27.4.18)
- (5) エネコム広島ビル新築工事起工式への出席 (27.4.21)
- (6) 広島大学医学部創立70周年・広島大学医学医学科広仁会創立60周年記念講演会・祝賀会への出席 (27.6.13)
- (7) 福山大学開学40周年記念式典・記念講演・能楽講演への出席 (27.6.27)
- (8) 中国労災病院60周年記念式典・祝賀会への出席 (27.7.24)
- (9) 広島赤十字・原爆病院竣工式並びに祝賀会への出席 (27.10.4)
- (10) 広島大学歯学部創立50周年記念祝賀会への出席 (27.10.24)
- (11) 第48回日本漢方交流会全国学術総会広島大会懇親会への出席 (27.11.22)
- (12) 日本薬局協励会中国合同大会夕食懇談会への出席 (27.11.28)
- (13) 岐阜薬科大学実践社会薬学研究室「在宅医療において薬局が対応可能な業務の把握状況の調査」アンケートへの協力 (27.6.15)
- (14) 配布したもの
 - ア 後期高齢者医療制度「被保険者証」更新のお知らせポスターの配付
 - イ がん検診啓発ポスター・チラシの配付
 - ウ セルフメディケーションハンドブック2015小冊子の配付
 - エ 日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会チラシの配付
 - オ 「広島県不妊検査費助成事業」及び妊活応援フォーラム「夫婦で考える不妊治療」周知用リーフレットの配付
 - カ NPO法人「医療教育研究所」Eラーニングチラシの配付

- キ 平成27年度「薬と健康の週間」ポスターの配付
- ク 平成27年度「薬と健康の週間」リーフレットの配付
- ケ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構ポスターの配付
- コ 地域の薬剤師にご相談くださいチラシの配付
- サ 要指導医薬品・第1類医薬品をお買い求めの皆様へ大切なお知らせです。チラシの配付
- シ 平成27年度内閣府「自殺予防週間」ポスターの配布
- ス 選んでくださいあなたのかかりつけ薬局に。ポスター・チラシの配付
- セ 減らそう犯罪運動事業（広島県警察）への協力

報告第3号

平成27年度 事業執行状況報告（検査） (平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)

() 内は前年度

1 水質検査

(1) 飲料水検査

ア 一般家庭、飲食店等の水質検査	806件(1,176件)
イ 学校水飲み場等における水質検査	413件(436件)
ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）に係る水質検査	47件(49件)

(2) プール水質検査

ア 学校プールの水質検査	736件(734件)
イ 遊泳用プールの水質検査	3件(10件)

(3) その他

ア 排水の水質検査	83件(153件)
イ 浴槽水の水質検査	12件(23件)
ウ 毒物及び劇物に係る水質検査	0件(1件)

2 衛生検査

(1) 腸内細菌検査

ア 赤痢菌・サルモネラ菌	1,173件(1,462件)
イ 腸管出血性大腸菌O-157	706件(869件)
ウ 寄生虫卵検査	5,382件(5,510件)

(2) 尿検査

ア 幼稚園、小学校、中学校等の児童生徒及び教職員の尿検査	17,544件(17,420件)
------------------------------	------------------

3 医薬品検査

(1) 広島県健康福祉局薬務課及び自治体からの委託検査

ア 医薬品（後発医薬品を含む）の検査	
a ・成分定量試験	58件(57件)
b ・崩壊試験	38件(38件)
イ 無承認無許可医薬品等の検査	
a ・成分定性試験	17件(17件)

(2) 薬局及び民間業者からの依頼検査

ア 医薬品原料及び資材の検査	
a ・日本薬局方による試験	5件(6件)
b ・薬局方外医薬品規格による試験	2件(4件)
c ・医薬品添加物規格による試験	3件(4件)
d ・社内規格試験	9件(6件)

e ・化粧品の純度試験

1件(0件)

4 家庭用品検査

(1) 衣類等

ア 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に該当する品目を対象とした
ホルムアルデヒド及び有機水銀の検査

a ・ホルムアルデヒド

42件(52件)

b ・有機水銀

5件(3件)

(2) 洗剤

ア 成分定量試験

0件(5件)

イ 容器に係る試験

0件(5件)

5 化学物質空気検査

(1) 学校教室等

ア 幼稚園、小学校、中学校等における、空気中のホルムアルデヒド及びトルエンの検査

25件(33件)

イ 一般家庭における、空気中のホルムアルデヒド及びトルエンの検査

0件(1件)

6 その他、必要と認められる事業

報告第4号

平成27年度 事業執行状況報告（会館） (平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)

広島県薬剤師会会館及び関連施設の運営管理

会館使用件数（他団体） 133件

報告第5号

平成27年度 事業執行状況報告（共益） (平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)

図書、印刷物等の斡旋販売

報告第6号

事業用借地権設定契約書について(資料)

_____（借地権設定者：以下「甲」という）と_____（借地権者：以下「乙」という）とは、末尾記載の土地（以下「本件土地」という）について、次のとおり事業用借地権設定契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目的）

- 第1条 甲は乙のために、乙の事業用に供する建物の所有を目的として本件土地について、借地借家法（以下「法」という）第23条に定める事業用借地権（以下「本件借地権」という）を設定する。
- 2 本件借地権については、契約の更新（更新の請求および土地の使用の継続によるものを含む）および建物の築造による存続期間の延長がないものとする。
- 3 乙は、甲に対し、第2条に定める期間の満了時に本件土地上の建物その他の工作物の買取りを請求することはできないものとする。
- 4 本件借地権については、法第3条（借地権の存続期間）、法第4条（借地権の更新後の期間）、法第5条（借地契約の更新請求等）、法第6条（借地契約の更新拒絶の要件）、法第7条（建物の再築による借地権の期間の延長）、法第8条（借地契約の更新後の建物の滅失による解約等）、法第13条（建物買取請求権）および法第18条（借地契約の更新後の建物の再築の許可）ならびに民法第619条（賃貸借の更新の推定等）の適用はないものとする。

（期間）

- 第2条 賃貸借の期間は、平成_____年（西暦_____年）_____月_____日から平成_____年（西暦_____年）_____月_____日までとする。
- 2 甲は、前項の期間の開始日に本件土地を乙に引渡すものとする。
- 3 乙は甲に対し、建物の取壊しおよび建物賃借人の明渡し等本件土地の明渡しに必要な事項を期間満了1年前迄に書面により報告しなければならない。

（建築建物）

- 第3条 乙が本件土地上に建築する後記表示の建物（以下「本件建物」という）は、別紙設計図面（敷地図、建物配置図、平面図、立面図）の通りとする。法規上の規制等により、設計変更が必要になったときは、乙は変更内容について、工事に着

手する前に甲に書面で開示し、甲の書面による事前の承諾を得なければならない。

- 2 第14条2項にもとづいて再築する建物は前項に規定する「本件建物」に含むものとする。

(使用目的)

第4条 乙は、二葉の里地区まちづくり基本計画、二葉の里地区まちづくりガイドライン、二葉の里地区街区ガイドライン、その他本件土地に係る行政計画及び行政指導を遵守し、本件土地及び本件建物を、医療福祉ゾーンとしての趣旨に則った事業目的及びその付属施設である駐車場として利用する。

- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本件建物を前項の事業目的以外の用途に利用することはできない。
- 3 乙は、本件建物を居住の用に供することはできない。
- 4 乙は、本件土地につき有害な使用をしてはならず、騒音・振動・有毒ガス・汚水の排出など、近隣に迷惑をかけてはならない。
- 5 乙は、本件建物を風俗営業・近隣の土地利用を阻害する営業または社会的に非難される事業目的に使用してはならない。
- 6 乙は、本契約の存続期間中、本件土地および本件建物を良好な状態で保全するようにつとめなければならない。

(賃料)

第5条 乙は、甲に対し、本件土地の引渡日以降、月額金_____円の賃料を支払うものとする。ただし、本件土地の引渡日から本件建物が完成し乙が営業を開始する日までの賃料について甲・乙間で別の合意が成立したときはこれに従うものとする。

- 2 乙は、毎月末日までに翌月分の賃料を甲の指定する金融機関の口座に振込むことにより支払うものとし、振込料は乙負担とする。ただし、賃貸借開始の月の賃料は、本件土地の引渡日までに支払うものとする。
- 3 賃貸借開始の月および賃貸借終了の月が1ヶ月に満たない場合、その月の賃料は当該月の日数により日割計算するものとし、100円未満の端数は100円に切り上げるものとする。
- 4 甲は、乙が賃料の支払いを遅延した場合、遅延した各賃料につき年率14.6%の割合で遅延損害金を乙に対して請求できるものとする。

(賃料の改定)

第6条 賃料の額は、本件土地の引渡日の月から満3ヶ年据え置くものとする。

2 4年目以降の賃料は、据え置き期間末月の賃料を基礎額として、同期間満了日までに、甲乙協議のうえ定めるものとし、以後も満3ヶ年経過毎に同様とする。

(保証金)

第7条 乙は、本契約に基づく乙の債務の履行を担保するため保証金として、本契約締結時に金_____円を無利息で甲に預託する。

2 乙は、本契約の存続期間中、保証金をもって賃料その他本契約にもとづく乙の債務の弁済に充当することを、甲に対して主張できない。

3 乙は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡すること、または質権その他の担保に供することはできないものとする。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(保証金の返還)

第8条 本契約が期間満了その他の事由により終了し、かつ、乙が第18条にもとづいて本件土地を明渡したとき、甲は乙に対し保証金を返還するものとする。

2 前項にかかわらず、本契約終了時において賃料の未払、その他本契約にもとづく乙の債務がある場合、甲は保証金をもってこれらの債務の弁済に充当することができるものとし、その残金を乙に返還する。

(甲の協力義務)

第9条 甲は、乙が本件建物を建設し、営業を行うに際し、所轄官庁の許認可を必要とする場合には、乙の手続に協力するものとする。

(甲の禁止事項) ※分筆を前提としています

第10条 甲は、本契約締結後、乙が本件建物の表示登記を終えるまでは、本件土地について売買もしくは抵当権（根抵当権を含む）、地上権、賃借権の設定等乙に優先する権利の目的としてはならない。ただし、乙が本契約締結後1年以内に本件建物を完成せず、または本件建物完成後1年以内に表示登記を終えない場合はこの限りではない。

2 本契約締結時に、本件土地に対して抵当権（根抵当権を含む）、地上権、賃借権その他乙に優先する権利が設定されている場合、甲は当該権利全てを本件建物の建設に着手する前までに消滅させなければならない。

(甲の立入権)

第11条 甲および甲の指定する者は、本件土地の保全をはかるために、必要のつどあらかじめ乙に通知して、本件土地に立入り調査することができるものとする。ただし、甲は乙の業務に支障のない範囲で行うものとする。

(乙の禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の行為をしてはならない。

ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (1) 本件借地権を第三者（乙の子会社・関連会社を含む。以下同じ）に譲渡すること。
- (2) 本件土地を、第三者に転貸すること。
- (3) 本件土地を、第4条の規定に反して使用すること。
- (4) 本件建物で営む営業行為を第三者に委託すること。
- (5) 本件建物を第三者に賃貸すること。

(不可抗力等による契約の終了)

第13条 天災地変その他、甲・乙いずれの責にも帰すことのできない不可抗力によって本件土地が滅失または大部分が毀損し使用不能となった場合、および公共事業のために本件土地が強制収用され、本契約の目的が達せられなくなったときは、本契約は終了するものとする。

2 開発許可、建築確認、農地転用許可その他本件建物の建設に必要な許認可を得られない場合、および近隣住民もしくは各種団体等の反対運動、行政官庁の指導等、その他甲・乙いずれの責にも帰すことのできない事由により、本件建物を建設できない場合、甲および乙は本契約を解除できるものとし、解除までに甲・乙が拠出した費用は甲・乙各々拠出した者が負担するものとする。

3 本条第1項及び前項の場合、甲及び乙は、相互に損害賠償の請求をしない。

(建物の滅失)

第14条 第2条1項の期間中に乙の責に帰すことのできない事由で本件建物が滅失した場合、乙は甲に対して、3月以上の予告期間をおいた上、本契約の解約を申し入れることができ、本契約は当該予告期間満了時に終了する。

2 第2条1項の期間中に本件建物が滅失した場合、乙は甲の書面による事前の承諾を得たうえ、本契約の各条項を遵守して建物を再築することができる。この場合、乙は本件建物が滅失した日から2年間、法第10条2項の規定にもとづいて本件土地上に再築予定の掲示を行うことができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、催告のうえ、本契約を解除できるものとする。

- (1) 支払停止、支払不能、賃料を2ヶ月分滞納したとき、または2回以上滞納したとき。
- (2) 甲に無断で本件土地から退去したとき、または本件土地を使用しないとき
- (3) 本契約の各条項に違反したとき。
- (4) その他乙に本契約を継続しがたい重要な背信行為があると甲が認めたとき。

2 乙が、次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告することなしに本契約を解除できるものとする。

- (1) 銀行取引停止処分を受け、または破産、民事再生、会社更生手続きの申立を受け、もしくはこれらの申立をしたとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立を受け、もしくは公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (3) 第12条（乙の禁止事項）に違反したとき。

3 甲が第1項または第2項にもとづき本契約を解除した場合、第8条にかかわらず、甲は保証金全額を違約金として没収できるものとし、併せて甲の被った損害の賠償を乙に対し請求できるものとする。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲が本契約の各条項に違反したときは、催告のうえ、本契約を解除できるものとする。ただし、甲が第10条（甲の禁止事項）の定めに違反したときは、乙は何ら催告することなしに本契約を解除することができるものとする。

- 2 乙が前項にもとづき本契約を解除した場合、甲は保証金全額をただちに乙に返還するものとし、併せて乙は、乙の被った損害の賠償を甲に対し請求できるものとする。

(反社会的勢力等の排除)

第17条 甲及び乙は、相手方に対して、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 甲及び乙は、相手方が前項に違反した場合は相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何ら催告することなしに本契約を解除することができるものとする。
- (1) 相手方または相手方の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）であると認められるとき
- (2) 相手方が、反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等であると認められるとき
- (3) 本件土地が反社会的勢力等により使用され、または反社会的勢力等の組織的な活動の用に供されていると認められるとき
- 3 甲または乙が前項にもとづき本契約を解除した場合、解除により被った損害の賠償を相手方に対して請求できるものとする。

(明渡しおよび建物等の撤去)

第18条 乙は、本契約終了日までに本件土地を原状に復して、甲に明渡すものとする。原状に復してとは、本件建物及び本件土地内に設置した工作物（建物の基礎その他地中埋設物を含む）・駐車場施設・設備・看板等を乙の費用で撤去し、本件建物に附帯する一切の担保権・用益権その他一切の権利を乙の費用で抹消したうえ、本件土地を更地で返還することをいう。

- 2 乙が前項に基づく明渡しをしない場合、甲は乙の費用負担において、本件土地を原状に復すことができる。
- 3 乙が第1項に基づく明渡しをしない場合、乙は甲に対し、甲が被った損害を賠償するとともに、本契約終了日から明渡し済みに至るまで、1月当たり、本契約終了時の賃料の倍額に相当する損害金を付加して支払う。

- 4 乙は、本件土地の明渡しにあたって、立退料、移転料、営業権、補償料、有益費、必要費その他名目のいかんにかかわらず、甲に対し金品その他の請求を一切しない。
- 5 乙が第1項に基づく明渡しをしない場合、甲は乙が本件土地上に残置した一切の物件を任意に使用・収益・処分したうえで、甲が被った損害填補に充当することができ、これに対し、乙は一切異議を述べることができない。

(建物の譲渡・賃貸等)

第19条 乙が甲の書面による事前の承諾を得て本件建物を第三者に使用させる場合、譲渡する場合、または第三者が本件建物に物権その他の登記をする場合、乙は、本件借地権が、期間満了時に消滅し、本件建物を取り壊したうえで、本件土地を甲に返還しなければならない旨を、当該第三者に対し書面で告知しなければならない。

- 2 乙が甲の書面による承諾を得て本件建物を賃貸するときは、法第39条に規定する「取り壊し予定の建物の賃貸借契約」を、建物賃借人と締結するものとし第2条1項の期間の満了により本件建物が取り壊されると同時に建物賃貸借契約が終了する旨を当該契約書で定めなければならない。
- 3 乙は、第1項の事実を告知すること、および前項の契約を締結することをあらかじめ甲に通知しなければならない。この場合、乙は、当該第三者に告知した書面の写し、ならびに本件建物の賃貸借契約書の写しをすみやかに甲へ提出するものとする。

(届出義務)

第20条 乙は次の事項に変更が生じた場合、すみやかに甲に届け出るものとする。

- (1) 商号
- (2) 代表者
- (3) 所在地
- (4) 大株主の異動等、経営の主体に変更があった場合

(守秘義務)

第21条 甲および乙は、本契約に関して知り得た事項につき厳に秘密を守り、相手方の承諾のない限り、本契約の存続期間中はもちろん契約終了後といえども他に漏洩してはならない。

(強制執行承諾)

第22条 甲および乙は、本契約に定める金銭債務につき、その履行を怠ったときは、ただちに強制執行に服することを承諾するものとする。

(公正証書による契約の締結)

第23条 甲および乙は、平成____年____月____日迄に____公証人役場において、公正証書により本契約を締結する。

2 公正証書作成費用は乙負担とする。

(定めのない事項)

第24条 本契約の各条項の解釈またはその運用につき疑義が生じた場合、および本契約に定めのない事項については、借地借家法、民法その他の関係法令・慣習に従い、甲・乙協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

(専属的合意管轄)

第25条 本契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙・立会人・宅地建物取引士が署（記）名押印のうえ、甲・乙が各々1通宛保有するものとし、立会人はその写しを保有する。

平成 年 月 日

（甲）

（乙）

（立会人）

（宅地建物取引士）氏名

登録番号

[不動産の表示]

一、土地の表示

所 在

地 番

地 目

地 積

(別紙土地実測図面境界票で囲まれた部分)

二、建物の表示

種 類

構 造

規 模

用 途

様式番FAB-170D

報告第7号

公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第12条第3項に定める代議員選挙に関し、必要な事項を定める。

(選挙区)

第2条 代議員選挙は選挙区ごとに行う。

2 前項の選挙区は、定款第3条に規定する地域・職域薬剤師会ごとに区分して定めるものとし、別表のとおりとする。

(定数)

第3条 代議員定数は、定款第12条第2項の地域・職域薬剤師会所属の正会員

(A) (B) 総数40人までを1、それ以上40人まで毎に1を増す。

2 前項に規定する正会員数は、前年の10月31日現在の総正会員数とする。

3 定款第12条第6項の但し書き規定により、代議員が社員総会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わず、第1項の代議員の定数に含めないものとする。ただし、当該代議員が代議員として再選されたときは、この限りでない。

(選挙の管理)

第4条 代議員選挙の事務は、公益社団法人広島県薬剤師会に設置された選挙管理委員会が管理するものとする。

(選挙管理委員会の業務)

第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙人名簿の管理
- (2) 立候補の受付及び資格審査
- (3) 立候補者の公示
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 投票の有効又は無効の判定
- (6) 選挙結果の報告及び選挙録の作成
- (7) その他代議員選挙に必要な事項

第2章 選挙の告示及び選挙人名簿

(選挙の告示)

第6条 会長は、理事会の決議によって、正会員に対し、代議員の選挙及び選挙期日を告示する。

2 前項の告示は、代議員選挙の60日前までに発行する本会のホームページ又は会報により、これを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によつて、別段の方法によることができる。

(選挙人及び選挙人名簿)

第7条 代議員選挙の選挙人は、正会員とする。ただし、選挙期日の60日前まで

に入会の承認を受けた会員でなければならない。

- 2 正会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、前項以外の理由により会員に選挙権を与えないことはできない。
- 3 選挙管理委員会は、前2項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。

第3章 立候補の届出

(被選挙人の資格及び立候補の届出)

第8条 代議員選挙の被選挙人は、次の各号に定める者（以下「立候補者」という。）でなければならない。

- (1) 立候補者は、立候補締切日において正会員として在籍している者とする。
 - (2) 立候補者は、選挙期日の30日前までに、所定の立候補届出書及び経歴書各1部をその属する地域・職域薬剤師会に提出しなければならない。
 - (3) 地域・職域薬剤師会は、前項の届出書類を受理したときは、選挙期日の25日前までに当該届出書類を選挙管理委員会に送致しなければならない。郵送の場合は、締切日の消印は有効とする。
- 2 選挙管理委員会は、立候補の届出を受けたときは、速やかに前項各号に基づく審査を行い、不備がないと認められた場合は、立候補者及びその属する地域・職域薬剤師会に対して、立候補の受理を通知しなければならない。
 - 3 選挙管理委員会は、立候補の届出の締切後、速やかに選挙区毎の候補者一覧表を作成し、正会員に通知しなければならない。

(立候補の辞退)

第9条 立候補を届け出た者は、選挙期日の前日までに、所定の立候補辞退届出書1部を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。郵送の場合は、締切日の消印は有効とする。

(立候補者等の責務)

第10条 代議員選挙を行うに当っては、立候補者及び正会員は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

第4章 選挙

(選挙の方法)

第11条 代議員選挙は、第7条第3項に定める選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行う。

- 2 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。
- 3 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いたときから代議員選挙の期日までに行い、代議員選挙期日の消印は有効とする。代議員選挙の期日以降の消印は無効とする。

(投票の方法)

第12条 正会員は、その属する選挙区の候補者の中から、所定の定数以内の者を郵便投票により選任する。

- 2 選挙管理委員会は、郵便による投票用紙を選挙区毎に整理保管し、管理する。
- 3 選挙管理委員会は、選挙期日までの投票締切日をもって投票の受付を終了する。
- 4 第2項の郵便による投票用紙は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。
- 5 選挙区毎の立候補者が第3条第1項に定める定数を超えない場合は無投票当選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(開票立会人)

第13条 選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から開票立会人3名以上5名以内を指名し、開票に立ち会わせることができる。ただし、立候補者は開票立会人になることはできない。

(開票管理人)

第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から開票管理人3名以上5名以内を指名し、開票事務を行わせることができる。ただし、立候補者及び開票立会人は開票管理人にすることはできない。

(無効投票)

第15条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの
- (2) 選挙区毎の定数を超えて記載したもの

2 前項各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。

(開票)

第16条 開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。

- 2 選挙管理委員会は、選挙区毎の投票総数を確認し、有効投票を確定する。
- 3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員会の委員長が行う。
- 4 開票管理人は、選挙区毎の開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員会の委員長に報告する。

(当選者の決定と報告)

第17条 選挙管理委員会の委員長は、開票録に基づき、第12条第5項の定めにより選挙区毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。

(選挙結果の告示)

第18条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を地域・職域薬剤師会の代表者及び立候補者に書面をもって通知する。

2 会長は、正会員に対し、前項の選挙結果を本会のホームページ及び会報に掲載して報告する。本会のホームページに掲載した時点で、代議員選挙終了の時とする。

(選挙録の作成及び保存)

第19条 選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを5年間保存しなければならない。

(補欠の代議員の選挙)

第20条 定款第12条第7項に定める補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。

第5章 補 則

(細則の制定及び改廃)

第21条 この細則の制定及び改廃は、理事会の決議を経て決定する。

附 則

この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 2 月 27 日に制定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 3 月 13 日に一部改正（別段）し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（別段）

最初の代議員選挙においては、第 6 条第 2 項の「60 日」を「45 日」に、第 8 条（2）の「30 日」を「25 日」に、同（3）の「25 日」を「20 日」にする。

附 則

この細則は、平成 28 年 3 月 10 日に一部改正し、平成 27 年 12 月 14 日から適用する。

別表（第 2 条第 2 項関係）

代議員選挙区

地 域	職 域
広島市薬剤師会	広島県行政薬剤師会
安佐薬剤師会	
安芸薬剤師会	
広島佐伯薬剤師会	
大竹市薬剤師会	
廿日市市薬剤師会	
東広島薬剤師会	
呉市薬剤師会	
竹原薬剤師会	
福山市薬剤師会	
三原薬剤師会	
尾道薬剤師会	
因島薬剤師会	
三次薬剤師会	

平成27年度 公益社団法人広島県薬剤師会補正予算書（案）

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：円)

科 目	27年度補正予算額 (A)	27年度予算額 (B)	増減 (A-B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
② 受取入会金	2,000,000	2,000,000	0
受取入会金	2,000,000	2,000,000	0
③ 受取会費	104,629,000	106,181,000	-1,552,000
正会員受取会費	101,253,000	101,269,000	-16,000
賛助会員受取会費	3,376,000	4,912,000	-1,536,000
④ 事業収益	48,672,000	48,672,000	0
研修会収益	2,520,000	2,520,000	0
基準薬局認定料収益	400,000	400,000	0
手数料収益	320,000	320,000	0
広告料収益	1,100,000	1,100,000	0
書籍等斡旋品代収益	8,000,000	8,000,000	0
その他事業収益	36,332,000	36,332,000	0
⑤ 受取補助金等	40,622,600	41,819,600	-1,197,000
受取地方公共団体補助金	32,975,000	34,172,000	-1,197,000
受取補助金振替額	0	0	0
受取民間助成金	7,647,600	7,647,600	0
受取地方公共団体受託金	0	0	0
受取民間受託金	0	0	0
⑥ 受取負担金	97,620,000	97,620,000	0
受取負担金	97,620,000	97,620,000	0
⑦ 受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
⑧ 雜収益	992,000	992,000	0
受取利息	33,000	33,000	0
雑収益	959,000	959,000	0
経常収益計	294,535,600	297,284,600	-2,749,000

科 目	27年度補正予算額 (A)	27年度予算額 (B)	増減 (A-B)
(2) 経常費用			0
① 事業費	213,402,504	212,982,504	420,000
役員報酬	0	0	0
給料手当	64,700,000	61,200,000	3,500,000
臨時雇賃金	4,380,000	2,800,000	1,580,000
退職給付費用	3,395,000	3,395,000	0
福利厚生費	12,140,000	12,140,000	0
会議費	1,610,000	1,610,000	0
旅費交通費	16,840,000	16,840,000	0
通信運搬費	6,750,000	6,750,000	0
減価償却費	4,249,454	4,249,454	0
消耗品費	6,410,000	6,410,000	0
広報費	5,300,000	5,300,000	0
会館管理費	2,870,000	2,870,000	0
修繕費	6,100,000	6,100,000	0
印刷製本費	12,600,000	17,600,000	-5,000,000
書籍等斡旋品代	7,500,000	7,500,000	0
図書新聞費	4,850,000	4,850,000	0
光熱水料費	3,380,000	3,380,000	0
賃借料	3,000,000	6,500,000	-3,500,000
交際費	0	0	0
保険料	190,000	190,000	0
諸謝金	7,300,000	3,500,000	3,800,000
租税公課	6,570,000	5,050,000	1,520,000
支払負担金	5,900,000	10,100,000	-4,200,000
支払助成金	23,019,050	23,019,050	0
支払手数料	2,800,000	80,000	2,720,000
事務処理費	1,549,000	1,549,000	0
② 管理費	64,940,482	61,070,482	3,870,000
役員報酬	0	0	0
給料手当	5,000,000	5,000,000	0
退職給付費用	105,000	105,000	0
福利厚生費	1,060,000	1,060,000	0
会議費	700,000	700,000	0
表彰・慶弔費	481,000	481,000	0
旅費交通費	5,000,000	3,500,000	1,500,000
通信運搬費	763,500	763,500	0
減価償却費	493,782	493,782	0

科 目	27年度補正予算額 (A)	27年度予算額 (B)	増減 (A-B)
消耗品費	102,200	102,200	0
会館管理費	630,000	630,000	0
修繕費	900,000	900,000	0
印刷製本費	905,000	905,000	0
図書新聞費	30,000	30,000	0
光熱水料費	720,000	720,000	0
賃借料	600,000	600,000	0
交際費	2,300,000	1,000,000	1,300,000
保険料	100,000	100,000	0
諸謝金	450,000	450,000	0
租税公課	4,280,000	3,360,000	920,000
支払負担金	40,000,000	40,000,000	0
支払手数料	300,000	150,000	150,000
雑費	20,000	20,000	0
経常費用計	278,342,986	274,052,986	4,290,000
評価損益等調整前当期経常増減額	16,192,614	23,231,614	-7,039,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	16,192,614	23,231,614	-7,039,000
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	16,192,614	23,231,614	-7,039,000
一般正味財産期首残高	692,538,057	700,620,018	-8,081,961
一般正味財産期末残高	708,730,671	723,851,632	-15,120,961
II 指定正味財産増減の部			0
受取補助金等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	708,730,671	723,851,632	-15,120,961

平成27年度 公益社団法人広島県薬剤師会補正予算書(案)内訳表
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計		法人会計	内部取引消去	合計	
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益				
Ⅰ 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
① 基本財産運用収益	0	0	0	0	0	0	0	0	
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	
② 受取入会金	1,800,000	0	1,800,000	0	0	200,000	0	2,000,000	
受取入会金	1,800,000	0	1,800,000	0	0	200,000	0	2,000,000	
③ 受取会費	54,002,500	10,125,300	64,127,800	0	0	40,501,200	0	104,629,000	
正会員受取会費	50,626,500	10,125,300	60,751,800	0	0	40,501,200	0	101,253,000	
賛助会員受取会費	3,376,000	0	3,376,000	0	0	0	0	3,376,000	
④ 事業収益	4,620,000	25,500,000	30,120,000	8,552,000	10,000,000	18,552,000	0	48,672,000	
研修会収益	2,520,000	0	2,520,000	0	0	0	0	2,520,000	
基準薬局認定料収益	400,000	0	400,000	0	0	0	0	400,000	
手数料収益	300,000	0	300,000	20,000	0	20,000	0	320,000	
広告料収益	1,100,000	0	1,100,000	0	0	0	0	1,100,000	
書籍等斡旋品代収益	0	0	0	8,000,000	8,000,000	0	0	8,000,000	
その他事業収益	300,000	25,500,000	25,800,000	8,532,000	2,000,000	10,532,000	0	36,332,000	
⑤ 受取補助金等	40,622,600	0	40,622,600	0	0	0	0	40,622,600	
受取地方公共団体補助金	32,975,000	0	32,975,000	0	0	0	0	32,975,000	
受取補助金振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	
受取民間助成金	7,647,600	0	7,647,600	0	0	0	0	7,647,600	
受取地方公共団体受託金	0	0	0	0	0	0	0	0	
受取民間受託金	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑥ 受取負担金	87,858,000	0	87,858,000	0	0	9,762,000	0	97,620,000	
受取負担金	87,858,000	0	87,858,000	0	0	9,762,000	0	97,620,000	
⑦ 受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑧ 雑収益	541,000	50,000	591,000	61,000	340,000	401,000	0	992,000	
受取利息	31,000	1,000	32,000	1,000	0	1,000	0	33,000	
雑収益	510,000	49,000	559,000	60,000	340,000	400,000	0	959,000	
経常収益計	189,444,100	35,675,300	225,119,400	8,613,000	10,340,000	18,953,000	50,463,200	0	294,535,600

科 目	公益目的事業会計					法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益			
(2) 経常費用								
① 事業費								
役員報酬	162,882,680	32,570,500	195,453,180	6,868,324	11,081,000	17,949,324	0	0
給料手当	43,560,000	17,000,000	60,560,000	2,760,000	1,380,000	4,140,000	0	0
臨時雇賃金	2,380,000	2,000,000	4,380,000	0	0	0	0	0
退職給付費用	2,054,500	1,130,500	3,185,000	140,000	70,000	210,000	0	3,395,000
福利厚生費	8,754,000	2,600,000	11,354,000	524,000	262,000	786,000	0	12,140,000
会議費	1,600,000	10,000	1,610,000	0	0	0	0	1,610,000
旅費交通費	16,200,000	640,000	16,840,000	0	0	0	0	16,840,000
通信運搬費	6,000,000	500,000	6,500,000	0	250,000	250,000	0	6,750,000
減価償却費	1,975,130	2,000,000	3,975,130	274,324	0	274,324	0	4,249,454
消耗品費	2,420,000	3,400,000	5,820,000	500,000	90,000	590,000	0	6,410,000
広報費	5,300,000	0	5,300,000	0	0	0	0	5,300,000
会館管理費	2,520,000	0	2,520,000	350,000	0	350,000	0	2,870,000
修繕費	3,600,000	1,000,000	4,600,000	1,500,000	0	1,500,000	0	6,100,000
印刷製本費	10,500,000	600,000	11,100,000	0	1,500,000	1,500,000	0	12,600,000
書籍等幹旋品代	0	0	0	0	7,500,000	7,500,000	0	7,500,000
図書新聞費	4,800,000	50,000	4,850,000	0	0	0	0	4,850,000
光熱水料費	2,880,000	100,000	2,980,000	400,000	0	400,000	0	3,380,000
賃借料	2,000,000	600,000	2,600,000	400,000	0	400,000	0	3,000,000
交際費	0	0	0	0	0	0	0	0
保険料	180,000	10,000	190,000	0	0	0	0	190,000
諸謝金	7,000,000	300,000	7,300,000	0	0	0	0	7,300,000
租税公課	6,560,000	10,000	6,570,000	0	0	0	0	6,570,000
支払負担金	5,500,000	400,000	5,900,000	0	0	0	0	5,900,000
支払助成金	23,019,050	0	23,019,050	0	0	0	0	23,019,050
支払手数料	2,780,000	20,000	2,800,000	0	0	0	0	2,800,000
事務処理費	1,300,000	200,000	1,500,000	20,000	29,000	49,000	0	1,549,000
② 管理費						64,940,482	0	64,940,482
役員報酬						0	0	0
給料手当						5,000,000	0	5,000,000
退職給付費用						105,000	0	105,000
福利厚生費						1,060,000	0	1,060,000
会議費						700,000	0	700,000
表彰・慶弔費						481,000	0	481,000
旅費交通費						5,000,000	0	5,000,000
通信運搬費						763,500	0	763,500
減価償却費						493,782	0	493,782

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
消耗品費							102,200	0	102,200
会館管理費							630,000	0	630,000
修繕費							900,000	0	900,000
印刷製本費							905,000	0	905,000
図書新聞費							30,000	0	30,000
光熱水料費							720,000	0	720,000
賃借料							600,000	0	600,000
交際費							2,300,000	0	2,300,000
保険料							100,000	0	100,000
諸謝金							450,000	0	450,000
租税公課							4,280,000	0	4,280,000
支払負担金							40,000,000	0	40,000,000
支払手数料							300,000	0	300,000
維費							20,000	0	20,000
経常費用計	162,882,680	32,570,500	195,453,180	6,868,324	11,081,000	17,949,324	64,940,482	0	278,342,986
評価損益等調整前当期経常増減額	26,561,420	3,104,800	29,666,220	1,744,676	△ 741,000	1,003,676	△ 14,477,282	0	16,192,614
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	26,561,420	3,104,800	29,666,220	1,744,676	△ 741,000	1,003,676	△ 14,477,282	0	16,192,614
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	26,561,420	3,104,800	29,666,220	1,744,676	△ 741,000	1,003,676	△ 14,477,282	0	16,192,614
一般正味財産期首残高	579,373,655	31,568,968	610,942,623	9,060,809	11,099,547	20,160,356	61,435,078	0	692,538,057
一般正味財産期末残高	605,935,075	34,673,768	640,608,843	10,805,485	10,358,547	21,164,032	46,957,796	0	708,730,671
II 指定正味財産増減の部									0
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	605,935,075	34,673,768	640,608,843	10,805,485	10,358,547	21,164,032	46,957,796	0	708,730,671
III 正味財産期末残高	605,935,075	34,673,768	640,608,843	10,805,485	10,358,547	21,164,032	46,957,796	0	708,730,671

科目別明細書

(1) 経常収益

科 目	当年度 補正予算額(A)	当年度 予算額(B)	増減 (A-B)	摘要		
1 正会員受取会費	101,253,000	101,269,000	-16,000	正会員A	45,500 円 × 24 人 =	1,092,000 1
2				正会員B	23,000 円 × -43 人 =	-989,000 2
3				正会員B	17,000 円 × -7 人 =	-119,000 3
4 賛助会員受取会費	3,376,000	4,912,000	-1,536,000	賛助会員A	45,500 円 × -32 人 =	-1,456,000 4
5				賛助会員B	40,000 円 × -2 人 =	-80,000 5
6 受取地方公共団体補助金	32,975,000	34,172,000	-1,197,000	薬事衛生指導員育成事業運営費補助金		121,000 6
7				くすりと健康相談窓口事業運営費補助金		107,000 7
8				がん検診サポート薬剤師事業委託料		1,294,000 8
9				薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業		4,501,000 9
10				広島県地域医療介護総合確保事業		26,952,000 10

(2) 経常費用-事業費

科 目	当年度 補正予算額(A)	当年度 予算額(B)	増減 (A-B)	摘要		
1 給料手当	64,700,000	61,200,000	3,500,000			1
2						2
3 臨時雇賃金	4,380,000	2,800,000	1,580,000	臨時職員1名増員		3
4						4
5 印刷製本費	12,600,000	17,600,000	-5,000,000			5
6						6
7 賃借料	3,000,000	6,500,000	-3,500,000			7
8						8
9 諸謝金	7,300,000	3,500,000	3,800,000	会館建設コンサルタント料等含むため		9
10						10
11 租税公課	6,570,000	5,050,000	1,520,000	固定資産税・都市計画税		11
12				消費税及び地方消費税		12
14				特許印紙代		14
16 支払負担金	5,900,000	10,100,000	-4,200,000			16
17						17
18 支払手数料	2,800,000	80,000	2,720,000	Webサイトリニューアル業務手数料を含むため		18
19						19

(2) 経常費用-管理費

科 目	当年度 補正予算額(A)	当年度 予算額(B)	増減 (A-B)	摘要	
1 旅費交通費	5,000,000	3,500,000	1,500,000	臨時総会等を含むため	1
2					2
3 交際費	2,300,000	1,000,000	1,300,000	薬祖神大祭、新年互礼会費用を含むため	3
4					4
5 租税公課	4,280,000	3,360,000	920,000	固定資産税・都市計画税	5
6	.			消費税及び地方消費税	6
7 支払手数料	300,000	150,000	150,000	テープ反訳料を含むため	7
8					8

議案第2号

平成27年度 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(案)

固定資産取得支出

科 目	当年度 補正予算額 (A)	当年度 予算額(B)	増減 (A-B)	補 正 内 容
職員退職給付引当資産	3,500,000	0	3,500,000	職員退職給付引当金
建設仮勘定	7,449,200	0	7,449,200	広島県薬剤師会館設計・監理業務建築設計業務 5,508,000 広島県薬剤師会館敷地測量業務 1,941,200
車両運搬具	12,587,778	0	12,587,778	モバイルファーマシー用車両一式
什器備品	2,372,000	0	2,372,000	フィジカルアセスメントモデル代 テルフルージョンシリunjポンプ代 クリーンベンチ代
リース資産	2,372,000	0	2,372,000	パソコンリース サーバーリース

議案第3号

平成28年度 事業計画（公衆衛生）（案）

1 県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動

（1）講座・研修会等の開催及び講師派遣等事業

- ア 薬事衛生指導員制度事業
- イ 禁煙支援事業
- ウ アンチ・ドーピング活動
- エ **薬局・薬剤師による健康サポート推進事業**
(薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業)
- オ 在宅医療推進活動
- カ 県民公開講座の開催
- キ プライマリ・ケアの推進

（2）県民への薬と健康に関する啓発事業

- ア 「薬と健康の週間」の企画・運営
- イ 「薬草に親しむ会」の企画・運営
- ウ 薬物乱用防止活動
- エ 広島県保健医療計画等での事業
- オ 広島県健康増進計画への協力
- カ 「学校薬剤師」活動への支援

（3）その他事業

- ア 「がん検診サポート薬剤師」事業
- イ 「広島県薬剤師会認定基準薬局制度」の推進
- ウ 高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修の開催
- エ 情報提供活動
- オ 「災害及び感染症対策」事業
- カ 薬剤師無料職業紹介事業
- キ 関係団体との連携・推進
- ク 会館建設

2 医薬分業の推進及び社会保険制度への対応

（1）保険薬局部会の事業

- ア 保険薬局への講座
- イ 緩和ケア薬剤師の育成
- ウ 抗HIV薬服薬指導薬剤師の育成

(2) その他事業

- ア 院外処方箋への適切対応の推進
- イ 休日夜間対応
- ウ 調剤報酬請求の審査支払業務
- エ 立会人の派遣
- オ 在宅医療と地域包括ケアシステムへの対応
- カ リスクマネージメント等への対応

3 薬剤師の生涯教育及び養成計画

(1) 薬学教育機関等との関係強化

- ア 広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学との連携推進
- イ 広島県病院薬剤師会との協力推進
- ウ 薬学部学生薬局実務実習への協力
- エ 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関への協力
- オ 受け入れ薬局と指導薬剤師の育成

(2) 第36回広島県薬剤師会学術大会の開催 (福山 28.11.20)

(3) 広島県薬剤師研修協議会への協力

- ア 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度への協力
- イ 認定実務実習指導者養成ワークショップ・講習会への派遣
- ウ 認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップの開催
- エ 認定実務実習指導薬剤師養成講習会の開催
- オ 認定実務実習指導薬剤師養成フォーラーアップ研修会の開催
- カ 平成28年度ヒロシマ薬剤師研修会への協力 (28.7.17)
- キ 福山大学卒後教育研修会への協力
- ク 広島国際大学卒後教育研修会への協力
- ケ 安田女子大学卒後教育研修会への協力
- コ 各種学会への協力
- サ 医薬品関連施設等の見学
- シ 新薬剤師研修会の開催
- ス 未就業薬剤師就業支援事業
- セ 生涯学習支援システムへの協力
- ソ 研修カレンダーの運営
- タ その他研修協議会が認める研修事業

(4) その他事業

- ア 第49回日本薬剤師会学術大会への参加 (愛知 28.10.9・10)
- イ 生涯教育に関する支部薬剤師会への協力
- ウ 広島県地域保健対策協議会への参画
- エ 第55回日本薬学会日本薬剤師会日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への協力

(岡山 28.11.5・6)

(5) その他薬剤師の生涯教育に必要な事業
ア 薬事情報センター定例研修会への支援

4 薬事情報センターの事業

- (1) 薬事情報センター定例研修会等
 - ア 薬事情報センター定例研修会の開催（原則、毎月第2土曜日）
 - イ その他必要と認められる研修会の開催（隨時）
- (2) 薬局実務実習への協力
 - ア 施設見学の受け入れ（年3回）
- (3) 講演活動及び広島県薬剤師会会員の講演活動支援
 - ア 薬の適正使用、ドーピング等に関する研修会における講演活動
 - イ 会員の各種研修会における講演活動のための資料収集・資料作成
- (4) 相談・助言に係わる事業
 - ア 質疑応答業務（電話・FAX・メール・ホームページ）
 - イ お薬相談電話（電話・ホームページ）
 - ウ 広島中毒119番（電話〈フリーダイヤル併設〉・ホームページ〈中毒情報検索システム〉）
 - エ ドーピングホットライン（ドーピングに関する相談窓口）（FAX・メール）
- (5) その他事業
 - ア 薬事関連情報の収集、ホームページによる情報提供
 - イ 広島県薬剤師会備蓄検索システムにおける医薬品情報メンテナンス
 - ウ 情報誌の発刊・寄稿
 - エ 関係団体への協力
 - オ 研修計画
 - カ 広報活動（相談窓口のご案内）

議案第4号

平成28年度 事業計画（検査）（案）

1 水質検査

（1）飲料水検査

- ア 一般家庭、飲食店等の水質検査
- イ 学校薬剤師による簡易検査後の水質検査
- ウ 学校での簡易検査後の採水、水質検査

（2）プール水質検査

- ア 一般遊泳用の水質検査
- イ 学校薬剤師による簡易検査後の水質検査
- ウ 学校での簡易検査後の採水、水質検査

（3）その他

- ア 学校薬剤師会への協力
 - a ・データのフィードバックによる指導及び助言のサポート

2 衛生検査

（1）腸内細菌検査

- ア 飲食物取扱者、幼児施設、福祉施設関係者等の腸内細菌検査
- イ 上記施設等への実習予定者の腸内細菌検査
- ウ 飲食物取扱者等の寄生虫卵検査

（2）尿検査

- ア 幼稚園、小学校、中学校等の児童生徒及び教職員の尿検査

（3）その他

- ア 幼児、児童生徒等を対象としたぎょう虫卵検査

3 医薬品検査

（1）広島県健康福祉局薬務課からの委託検査

- ア 医薬品（後発医薬品を含む）の検査
 - a ・成分定量試験
 - b ・崩壊試験
- イ 無承認無許可医薬品等の検査
 - a ・成分定性試験

（2）薬局及び民間業者からの依頼検査

- ア 医薬品原料及び資材の検査
 - a ・日本薬局方による試験
 - b ・薬局方外医薬品規格による試験
 - c ・医薬品添加物規格による試験
- イ 薬局製剤の検査
 - a ・薬局製剤業務指針による試験
 - b ・社内規格試験
- ウ 会員及び他県薬剤師会への協力
 - a ・計画的試験検査の実施

（3）その他

ア 流通している医薬品の検査

4 家庭用品検査

(1) 衣類等

ア 直接肌に触れるものを対象にしたホルムアルデヒド及び水銀の検査

(2) 洗剤

ア 成分定量試験

イ 容器に係る試験

(3) その他

ア 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に該当する品目のホルムアルデヒド及び水銀の検査

5 化学物質空気検査

(1) 学校教室等

ア 幼稚園、小学校、中学校等における、空気中のホルムアルデヒド及びトルエンの検査
イ 一般家庭における、空気中のホルムアルデヒド及びトルエンの検査

(2) 学校薬剤師会への協力

ア データのフィードバックによる指導及び助言のサポート

6 その他、必要と認められる事業

議案第5号

平成28年度 事業計画（会館）（案）

- 1 広島県薬剤師会館及び関連施設の運営管理を行う。
- 2 薬業団体及びその関係者との連絡調整を図り、県民の健康増進と福祉の増進に寄与する。
- 3 会館研修室の利用を推進し、薬事関係者の知識の交流を図る。
- 4 その他、必要と認められるもの。

議案第6号

平成28年度 事業計画（共益）（案）

- 1 図書、印刷物等の斡旋販売を行う。
- 2 その他、必要と認められるもの。

議案第7号

平成28年度会費額の件（案）

公益社団法人広島県薬剤師会定款第8条第4項及び会費規程第2条の規定による平成28年度の会費は、以下のとおりとする。

会費

1. 正会員（薬剤師）

A 年額 45,500円

B 年額 23,000円

ただし、正会員B中、広島県行政薬剤師会は17,000円とする。

2. 準会員（薬剤師）

年額 6,000円

3. 賛助会員（薬剤師ではない個人及び企業・団体）

A 年額 45,500円

B 年額 40,000円

4. 特別会員（薬剤師ではない個人）

A 年額 無料（会員資格は卒業時まで継続）

B 年額 6,000円

平成28年度 公益社団法人広島県薬剤師会収支予算書(案)

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:円)

科 目	28年度予算額 (A)	27年度補正予算額 (B)	増減 (A-B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
② 受取入会金	1,500,000	2,000,000	-500,000
受取入会金	1,500,000	2,000,000	-500,000
③ 受取会費	105,026,500	104,629,000	397,500
正会員受取会費	101,816,000	101,253,000	563,000
賛助会員受取会費	3,210,500	3,376,000	-165,500
④ 事業収益	56,572,000	48,672,000	7,900,000
研修会収益	2,520,000	2,520,000	0
基準薬局認定料収益	300,000	400,000	-100,000
手数料収益	320,000	320,000	0
広告料収益	1,100,000	1,100,000	0
書籍等斡旋品代収益	16,000,000	8,000,000	8,000,000
その他事業収益	36,332,000	36,332,000	0
⑤ 受取補助金等	9,304,160	40,622,600	-31,318,440
受取地方公共団体補助金	1,304,160	32,975,000	-31,670,840
受取補助金振替額	0	0	0
受取民間助成金	8,000,000	7,647,600	352,400
受取地方公共団体受託金	0	0	0
受取民間受託金	0	0	0
⑥ 受取負担金	97,620,000	97,620,000	0
受取負担金	97,620,000	97,620,000	0
⑦ 受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
⑧ 雜収益	1,592,000	992,000	600,000
受取利息	33,000	33,000	0
雑収益	1,559,000	959,000	600,000
経常収益計	271,614,660	294,535,600	-22,920,940

科 目	28年度予算額 (A)	27年度補正予算額 (B)	増減 (A-B)
(2) 経常費用			
① 事業費	217,155,325	213,402,504	3,752,821
役員報酬	0	0	0
給料手当	65,700,000	64,700,000	1,000,000
臨時雇賃金	5,560,000	4,380,000	1,180,000
退職給付費用	3,395,000	3,395,000	0
福利厚生費	12,140,000	12,140,000	0
会議費	1,610,000	1,610,000	0
旅費交通費	16,900,000	16,840,000	60,000
通信運搬費	6,850,000	6,750,000	100,000
減価償却費	4,370,000	4,249,454	120,546
消耗品費	6,410,000	6,410,000	0
広報費	5,300,000	5,300,000	0
会館管理費	2,870,000	2,870,000	0
修繕費	5,900,000	6,100,000	-200,000
印刷製本費	12,500,000	12,600,000	-100,000
書籍等斡旋品代	15,000,000	7,500,000	7,500,000
図書新聞費	4,950,000	4,850,000	100,000
光熱水料費	3,380,000	3,380,000	0
賃借料	2,800,000	3,000,000	-200,000
交際費	0	0	0
保険料	260,000	190,000	70,000
諸謝金	3,770,000	7,300,000	-3,530,000
租税公課	6,610,000	6,570,000	40,000
支払負担金	5,900,000	5,900,000	0
支払助成金	22,971,325	23,019,050	-47,725
支払手数料	450,000	2,800,000	-2,350,000
事務処理費	1,559,000	1,549,000	10,000
② 管理費	63,376,700	64,940,482	-1,563,782
役員報酬	0	0	0
給料手当	5,000,000	5,000,000	0
退職給付費用	105,000	105,000	0
福利厚生費	1,060,000	1,060,000	0
会議費	700,000	700,000	0
表彰・慶弔費	481,000	481,000	0
旅費交通費	3,500,000	5,000,000	-1,500,000
通信運搬費	763,500	763,500	0
減価償却費	630,000	493,782	136,218

科 目	28年度予算額 (A)	27年度補正予算額 (B)	増減 (A-B)
消耗品費	102,200	102,200	0
会館管理費	630,000	630,000	0
修繕費	900,000	900,000	0
印刷製本費	905,000	905,000	0
図書新聞費	30,000	30,000	0
光熱水料費	720,000	720,000	0
賃借料	200,000	600,000	-400,000
交際費	2,500,000	2,300,000	200,000
保険料	100,000	100,000	0
諸謝金	480,000	450,000	30,000
租税公課	4,400,000	4,280,000	120,000
支払負担金	40,000,000	40,000,000	0
支払手数料	150,000	300,000	-150,000
雑費	20,000	20,000	0
経常費用計	280,532,025	278,342,986	2,189,039
評価損益等調整前当期経常増減額	-8,917,365	16,192,614	-25,109,979
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-8,917,365	16,192,614	-25,109,979
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-8,917,365	16,192,614	-25,109,979
一般正味財産期首残高	708,730,671	692,538,057	16,192,614
一般正味財産期末残高	699,813,306	708,730,671	-8,917,365
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	699,813,306	708,730,671	-8,917,365

平成28年度 公益社団法人広島県薬剤師会収支予算書(案)内訳表

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計		法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益 小計†			
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
① 基本財産運用収益	0	0	0	0	0	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0
② 受取入会金	1,350,000	0	1,350,000	0	0	150,000	0	1,500,000
受取入会金	1,350,000	0	1,350,000	0	0	150,000	0	1,500,000
③ 受取会費	54,118,500	10,181,600	64,300,100	0	0	40,726,400	0	105,026,500
正会員受取会費	50,908,000	10,181,600	61,089,600	0	0	40,726,400	0	101,816,000
費助会員受取会費	3,210,500	0	3,210,500	0	0	0	0	3,210,500
④ 事業収益	4,410,000	25,500,000	29,910,000	8,552,000	18,110,000	26,662,000	0	56,572,000
研修会収益	2,520,000	0	2,520,000	0	0	0	0	2,520,000
基準薬局認定料収益	300,000	0	300,000	0	0	0	0	300,000
手数料収益	190,000	0	190,000	20,000	110,000	130,000	0	320,000
広告料収益	1,100,000	0	1,100,000	0	0	0	0	1,100,000
書籍等斡旋品代収益	0	0	0	16,000,000	16,000,000	0	0	16,000,000
その他事業収益	300,000	25,500,000	25,800,000	8,532,000	2,000,000	10,532,000	0	36,332,000
⑤ 受取補助金等	9,304,160	0	9,304,160	0	0	0	0	9,304,160
受取地方公共団体補助金	1,304,160	0	1,304,160	0	0	0	0	1,304,160
受取補助金振替額	0	0	0	0	0	0	0	0
受取民間助成金	8,000,000	0	8,000,000	0	0	0	0	8,000,000
受取地方公共団体受託金	0	0	0	0	0	0	0	0
受取民間受託金	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受取負担金	87,870,000	0	87,870,000	0	0	9,750,000	0	97,620,000
受取負担金	87,870,000	0	87,870,000	0	0	9,750,000	0	97,620,000
⑦ 受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 雜収益	1,041,000	50,000	1,091,000	61,000	440,000	501,000	0	1,592,000
受取利息	31,000	1,000	32,000	1,000	0	1,000	0	33,000
雜収益	1,010,000	49,000	1,059,000	60,000	440,000	500,000	0	1,559,000
経常収益計	158,093,660	35,731,600	193,825,260	8,613,000	18,550,000	27,163,000	50,626,400	0
(2) 経常費用								0

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
① 事業費	158,589,825	32,930,500	191,520,325	6,944,000	18,691,000	25,635,000	0	0	217,155,325
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	43,560,000	18,000,000	61,560,000	2,760,000	1,380,000	4,140,000	0	0	65,700,000
臨時雇賃金	3,560,000	2,000,000	5,560,000	0	0	0	0	0	5,560,000
退職給付費用	2,054,500	1,130,500	3,185,000	140,000	70,000	210,000	0	0	3,395,000
福利厚生費	8,754,000	2,600,000	11,354,000	524,000	262,000	786,000	0	0	12,140,000
会議費	1,600,000	10,000	1,610,000	0	0	0	0	0	1,610,000
旅費交通費	16,200,000	700,000	16,900,000	0	0	0	0	0	16,900,000
通信運搬費	6,000,000	500,000	6,500,000	0	350,000	350,000	0	0	6,850,000
減価償却費	2,520,000	1,500,000	4,020,000	350,000	0	350,000	0	0	4,370,000
消耗品費	2,420,000	3,400,000	5,820,000	500,000	90,000	590,000	0	0	6,410,000
広報費	5,300,000	0	5,300,000	0	0	0	0	0	5,300,000
会館管理費	2,520,000	0	2,520,000	350,000	0	350,000	0	0	2,870,000
修繕費	3,600,000	800,000	4,400,000	1,500,000	0	1,500,000	0	0	5,900,000
印刷製本費	10,500,000	500,000	11,000,000	0	1,500,000	1,500,000	0	0	12,500,000
書籍等斡旋品代	0	0	0	0	15,000,000	15,000,000	0	0	15,000,000
図書新聞費	4,800,000	150,000	4,950,000	0	0	0	0	0	4,950,000
光熱水料費	2,880,000	100,000	2,980,000	400,000	0	400,000	0	0	3,380,000
賃借料	1,800,000	600,000	2,400,000	400,000	0	400,000	0	0	2,800,000
交際費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保険料	250,000	10,000	260,000	0	0	0	0	0	260,000
諸謝金	3,470,000	300,000	3,770,000	0	0	0	0	0	3,770,000
租税公課	6,600,000	10,000	6,610,000	0	0	0	0	0	6,610,000
支払負担金	5,500,000	400,000	5,900,000	0	0	0	0	0	5,900,000
支払助成金	22,971,325	0	22,971,325	0	0	0	0	0	22,971,325
支払手数料	430,000	20,000	450,000	0	0	0	0	0	450,000
事務処理費	1,300,000	200,000	1,500,000	20,000	39,000	59,000	0	0	1,559,000
② 管理費							63,376,700	0	63,376,700
役員報酬							0	0	0
給料手当							5,000,000	0	5,000,000
退職給付費用							105,000	0	105,000
福利厚生費							1,060,000	0	1,060,000
会議費							700,000	0	700,000
表彰・慶弔費							481,000	0	481,000
旅費交通費							3,500,000	0	3,500,000
通信運搬費							763,500	0	763,500
減価償却費							630,000	0	630,000

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
消耗品費						102,200	0	0	102,200
会館管理費						630,000	0	0	630,000
修繕費						900,000	0	0	900,000
印刷製本費						905,000	0	0	905,000
図書新聞費						30,000	0	0	30,000
光熱水料費						720,000	0	0	720,000
賃借料						200,000	0	0	200,000
交際費						2,500,000	0	0	2,500,000
保険料						100,000	0	0	100,000
諸謝金						480,000	0	0	480,000
租税公課						4,400,000	0	0	4,400,000
支払負担金						40,000,000	0	0	40,000,000
支払手数料						150,000	0	0	150,000
維費						20,000	0	0	20,000
経常費用計	158,589,825	32,930,500	191,520,325	6,944,000	18,691,000	25,635,000	63,376,700	0	280,532,025
評価損益等調整前当期経常増減額	-496,165	2,801,100	2,304,935	1,669,000	-141,000	1,528,000	-12,750,300	0	-8,917,365
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-496,165	2,801,100	2,304,935	1,669,000	-141,000	1,528,000	-12,750,300	0	-8,917,365
2. 経常外増減の部								0	0
(1) 経常外収益								0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用								0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-496,165	2,801,100	2,304,935	1,669,000	-141,000	1,528,000	-12,750,300	0	-8,917,365
一般正味財産期首残高	605,438,910	37,474,868	642,913,778	12,474,485	10,217,547	22,692,032	34,207,496	0	699,813,306
II 指定正味財産増減の部								0	0
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
Ⅲ 正味財産期末残高	605,438,910	37,474,868	642,913,778	12,474,485	10,217,547	22,692,032	34,207,496	0	699,813,306

科目別明細書

(1) 経常収益

科 目	予算額 (): 27年度補正	積算内容			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37
		入会金	50,000 円 × 30 人 =	1,500,000	
1 基本財産受取利息	0 (0)				1 2
3 受取入会金	1,500,000 (2,000,000)	入会金	50,000 円 × 30 人 =	1,500,000	3 4
5 正会員受取会費	101,816,000 (101,253,000)	正会員A 正会員B 正会員B 準会員	45,500 円 × 1,550 人 = 23,000 円 × 1,297 人 = 17,000 円 × 52 人 = 6,000 円 × 96 人 =	70,525,000 29,831,000 884,000 576,000	5 6 7 8 9
			合計	101,816,000	9
10 賛助会員受取会費	3,210,500 (3,376,000)	賛助会員A 賛助会員B	45,500 円 × 31 人 = 40,000 円 × 45 人 =	1,410,500 1,800,000	10 11 12
			合計	3,210,500	12
13 研修会収益	2,520,000 (2,520,000)	学術大会 高度管理医療機器等の販売業等に係る継続研修会 薬事情報センタ一定例研修会 認定実務実習指導薬剤師講習会 抗HIV薬服薬指導研修会	400,000 1,000,000 1,000,000 1,000 円 × 20 人 = 100,000	400,000 1,000,000 1,000,000 20,000 100,000	13 14 15 16 17
18 基準薬局認定料収益	300,000 (400,000)	新規手数料 更新手数料	10,000 円 × 10 人 = 2,000 円 × 100 人 =	100,000 200,000	18 19
20 手数料収益	320,000 (320,000)	日本薬剤師会事務手数料 団体保険事務手数料(AIU損害保険) 所得補償制度保険事務手数料(広医株) 自動販売機設置手数料		190,000 70,000 40,000 20,000	20 21 22 23
24 広告料収益	1,100,000 (1,100,000)	学術大会 会誌広告料		100,000 1,000,000	24 25
26 書籍等斡旋品代収益	16,000,000 (8,000,000)	書籍代		16,000,000	26 27
28 その他事業収益	36,332,000 (36,332,000)	検査収入 検査センター利用契約料 会館分担金 会館使用料 用紙販売		22,000,000 3,500,000 7,332,000 1,200,000 2,000,000	28 29 30 31 32
33 受取地方公共団体補助金	1,304,160 (32,975,000)	薬事衛生指導員育成事業運営費補助金 くすりと健康相談窓口事業運営費補助金 がん検診サポート薬剤師事業委託料		121,000 107,000 1,076,160	33 34 35
36 受取補助金振替額	0 (0)				36 37

科 目	予算額 (): 27年度補正	積算内容	
1 受取民間助成金	8,000,000 (7,647,600)	都道府県薬剤師会運営費負担金(日本薬剤師会) 日本薬剤師会共済部助成金	7,580,200 1 2
3 受取地方公共団体受託金	0 (0)		3 4
5 受取民間受託金	0 (0)		5 6
7 受取負担金	97,620,000 (97,620,000)	中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関事務委託 広島県薬剤師連盟事務委託料 広島県学校薬剤師会事務委託料 保険薬局部会負担金	1,500,000 6,000,000 120,000 90,000,000 7 8 9 10
11 受取寄付金	0 (0)		11 12
13 受取利息	33,000 (33,000)	受取利息	13 14
15 雜収益	1,559,000 (959,000)	学術大会出展料 薬祖神大祭・薬事関係者新年互礼会会費外	15 16

(2) 経常費用一事業費

科 目	予算額 (): 27年度補正	積算内容	
1 役員報酬	0 (0)		1 2
3 給料手当	65,700,000 (64,700,000)	職員給与	3 4
5 臨時雇賃金	5,560,000 (4,380,000)	臨時職員	5 6
7 退職給付費用	3,395,000 (3,395,000)	退職給付引当金	7 8
9 福利厚生費	12,140,000 (12,140,000)	社会保険料 労働保険料 健康診断料 職員福利厚生費	9 10 11 12
13 会議費	1,610,000 (1,610,000)	地域・職域会長協議会 会員表彰選考委員会 認定基準薬局制度運営協議会 がん検診サポート薬剤師養成委員会 医療保険委員会(保険薬局部会) 薬局実習受け入れ実行委員会	13 14 15 16 17 18

科 目	予算額 (): 27年度補正	積算内容	
1		学術大会実行WG	1
2		生涯学習推進WG	2
3		広報委員会	3
4		情報センター委員会	4
5		薬事情報センター機能強化等のための検討会	5
6		検査センター委員会	6
7		災害対策委員会	7
8		禁煙推進委員会	8
9		公益社団法人定款及び諸規程検討委員会	9
10		薬草に親しむ会開催運営委員会	10
11		県民公開講座運営委員会	11
12		広島県地域保健対策協議会広島県薬剤師会WG	12
13		薬事衛生指導員養成事業WG	13
14		アンチ・ドーピング活動推進委員会	14
15		医療安全委員会	15
16		会館建設特別委員会	16
17		在宅医療推進委員会	17
18		在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会	18
19		医療・衛生材料供給体制検討委員会	19
20		未就業薬剤師就労支援事業特別委員会	20
21		HMネットに関する検討委員会	21
22		広島キッズシティ出展打合会	22
23		子育て応援団すこやか2016出展打合会	23
24		キャラクター・マスク活用検討会	24
25		高度管理医療機器販売等継続研修会事業	25
26		薬事情報センターワークショップ	26
27		その他	27
28	旅費交通費	地域・職域会長協議会	28
29		会員表彰選考委員会	29
30		認定基準薬局制度運営協議会	30
31		がん検診サポート薬剤師養成委員会	31
32		医療保険委員会(保険薬局委員会)	32
33		薬局実習受け入れ実行委員会	33
34		学術大会実行WG	34
35		生涯学習推進WG	35
36		広報委員会	36
37		情報センター委員会	37
38		薬事情報センター機能強化等のための検討会	38
39		検査センター委員会	39

科 目	予算額 (): 27年度補正	積算内容	
1		災害対策委員会	1
2		禁煙推進委員会	2
3		公益社団法人定款及び諸規程検討委員会	3
4		薬草に親しむ会開催運営委員会	4
5		県民公開講座運営委員会	5
6		広島県地域保健対策協議会広島県薬剤師会WG	6
7		薬事衛生指導員養成事業WG	7
8		アンチ・ドーピング活動推進委員会	8
9		医療安全委員会	9
10		会館建設特別委員会	10
11		在宅医療推進委員会	11
12		在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会	12
13		医療・衛生材料供給体制検討委員会	13
14		未就業薬剤師就労支援事業特別委員会	14
15		HMネットに関する検討委員会	15
16		広島キッズシティ出展打合会	16
17		子育て応援団すこやか2016出展打合会	17
18		キャラクター・マスコット活用検討会	18
19		高度管理医療機器販売等継続研修会事業	19
20		薬事情報センタ一定例研修会	20
21		日薬代議員中国ブロック会議	21
22		ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会	22
23		広島県四師会役員連絡協議会	23
24		IPPNW日本支部理事会	24
25		日薬学術大会(愛知)	25
26		日本薬学会日薬日病薬中国四国支部学術大会(岡山)	26
27		タクシ一代	27
28		その他	28
29	通信運搬費	6,850,000	29
30		(6,750,000)	30
31		電話料	31
32		切手代	32
33		ファックス一斉同報代	33
34	減価償却費	4,370,000	34
35		(4,249,454)	35
36	消耗品費	6,410,000	36
37		(6,410,000)	37
38		文具代	38
39		コピー用紙代・リソグラフ用紙代	39
		インクカートリッジ代	
		胸章代	

科 目	予算額 (): 27年度補正	積算内容	
1		その他	1
2 広報費	5,300,000 (5,300,000)	新聞広告掲載	2 3
4 会館管理費	2,870,000 (2,870,000)		4 5
6 修繕費	5,900,000 (6,100,000)		6 7
8 印刷製本費	12,500,000 (12,600,000)	会誌代 平成28年度会員名簿 管理記録簿代 検査依頼書代 封筒代 コピー代 名刺代 その他	8 9 10 11 12 13 14 15
16 書籍等斡旋品代	15,000,000 (7,500,000)		16 17
18 図書新聞費	4,950,000 (4,850,000)	新聞代 書籍代	18 19
20 光熱水料費	3,380,000 (3,380,000)		20 21
22 貸借料	2,800,000 (3,000,000)	リソグラフ印刷機リース代 パソコンリース代 電話機リース代 AEDパッケージサービス代 その他	22 23 24 25 26
27 交際費	0 (0)		27 28
29 保険料	260,000 (190,000)	建物店舗総合保険料 建物賠償責任保険料 薬草に親しむ会傷害保険料・賠償責任保険料 子育て応援団すこやか傷害総合保険料 広島キッズシティ傷害総合保険料 薬剤師賠償責任年間保険料 検査センター履行保証保険料 その他	29 30 31 32 33 34 35 36
37 諸謝金	3,770,000 (7,300,000)	講師謝礼 弁護士顧問料 公認会計士顧問料	37 38 39

科 目	予算額 (): 27年度補正	積算内容		
1		社会保険労務士顧問料	1	
2		指導監督医報酬	2	
3		その他	3	
4	租税公課	6,610,000	固定資産税・都市計画税(中区富士見町)	4
5		(6,570,000)	固定資産税・都市計画税(東区二葉の里三丁目)	5
6			法人県民税・事業税・地方法人特別税	6
7			法人市民税	7
8			消費税及び地方消費税	8
9			軽自動車税	9
10	支払負担金	6,000,000	地対協事業運営補助金 1,000,000	10
11		(5,900,000)	中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関拠出金 1,000,000	11
12			日本薬剤師会学術大会参加費 10,000 円 × 80 人 = 800,000	12
13			認定実務実習指導薬剤師WS参加費	13
14			日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会参加費	14
15			広島県薬事衛生大会分担金 300,000	15
16			広島県ダメゼッタイ普及運動実行委員会負担金 100,000	16
17			ひろしま食育・健康づくり実行委員会負担金 150,000	17
18			広島県プライマリ・ケア研究会会費 100,000	18
19			関係団体会費	19
20			研修シール代	20
21			その他	21
22	支払助成金	22,971,325	地域・職域薬剤師会運営費負担金 5,161,325	22
23		(23,019,050)	休日・夜間診療、小児救急等に係る助成金外 17,810,000	23
24	支払手数料	450,000	ホームページ保守管理手数料	24
25		(2,800,000)		25
26	事務処理費	1,559,000	両替手数料	26
27		(1,549,000)	振込手数料	27
28			その他	28

(2) 経常費用－管理費

科 目	予算額 (): 27年度補正	積算内容	
1 役員報酬	0 (0)		1 2
3 給料手当	5,000,000 (5,000,000)	職員給与	3 4
5 退職給付費用	105,000 (105,000)	退職給付引当金	5 6

科 目	予算額 (): 27年度補正	積算内容	
1 福利厚生費	1,060,000	社会保険料	1
2	(1,060,000)	労働保険料	2
3		健康診断料	3
4		職員福利厚生費	4
5 会議費	700,000	総会	5
6	(700,000)	理事会	6
7		常務理事会	7
8		監査会	8
9 表彰・慶弔費	481,000		9
10	(481,000)		10
11 旅費交通費	3,500,000	総会	11
12	(5,000,000)	理事会	12
13		常務理事会	13
14		監査会	14
15		タクシ一代	15
16		その他	16
17 通信運搬費	763,500	電話料	17
18	(763,500)	切手代	18
19		送料	19
20		NHK受信料	20
21 減価償却費	630,000		21
22	(493,782)		22
23 消耗品費	102,200	文具代	23
24	(102,200)	コピー用紙代・リソグラフ用紙代	24
25		インクカートリッジ代	25
26		お茶代	26
27		コーヒ一代	27
28		その他	28
29 会館管理費	630,000		29
30	(630,000)		30
31 修繕費	900,000		31
32	(900,000)		32
33 印刷製本費	905,000	封筒代	33
34	(905,000)	コピー代	34
35		その他	35
36 図書新聞費	30,000	新聞代	36
37	(30,000)	書籍代	37
38 光熱水料費	720,000		38
39	(720,000)		39

科 目	予算額 (): 27年度補正	積算内容	
1 貸借料	200,000	リソグラフ印刷機リース代	1
2	(600,000)	パソコンリース代	2
3		電話機リース代	3
4		AEDパッケージサービス代	4
5		その他	5
6 交際費	2,500,000		6
7	(2,300,000)		7
8 保険料	100,000	建物店舗総合保険料	8
9	(100,000)	建物賠償責任保険料	9
10		その他	10
11 諸謝金	480,000	弁護士顧問料	11
12	(450,000)	公認会計士顧問料	12
13		社会保険労務士顧問料	13
14		その他	14
15 租税公課	4,400,000	固定資産税・都市計画税(中区富士見町)	15
16	(4,280,000)	固定資産税・都市計画税(東区二葉の里三丁目)	16
17		法人県民税・事業税・地方法人特別税	17
18		法人市民税	18
19		消費税及び地方消費税	19
20		軽自動車税	20
21 支払負担金	40,000,000	日薬A会費 18,000 円 × 1,581 人 = 28,458,000	21
22	(40,000,000)	日薬B会費 7,000 円 × 1,349 人 = 9,443,000	22
23		合計 37,901,000	23
24		日薬未収金(平成27年度分)	24
25		関係団体会費	25
26 支払手数料	150,000		26
27	(300,000)		27
28 雑費	20,000	両替手数料	28
29	(20,000)	振込手数料	29
30		その他	30

議案第9号

平成28年度 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(案)

(1) 資金調達の見込みについて

借入れの予定		<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし
事業番号	借入先	金額	使途内容

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定		<input checked="" type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入の予定額	資金調達方法又は取得資金の使途
公2	多機能小型自動分析装置	5,620,000	自己資金(リース資産)

議案第10号

公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程(案)

(目的)

- 第1条 この規程は本会において行う会長候補者及び監事の選挙を適正に管理・運営するため定める。
- 2 前項の選挙の執行にあたっては、本会の定款に定めるものほか、本規程の定めるところによる。

(選挙期日等の告示)

- 第2条 選挙管理委員会は、選挙の行われる日の20日前までに、選挙を行う日及び候補者の届出締め切り日等を、本会の会誌等に掲載して会員に周知しなければならない。

(被選挙権)

- 第3条 正会員A、正会員Bは、会長候補者、監事の候補者になることができる。ただし、選挙を行う年の1月31日までに正式に入会手続を完了した上記会員とする。

(立候補の届出)

- 第4条 前条により候補者になろうとする者は、選挙の告示のあった日から10日目の午後5時までに、選挙管理委員会の定めた文書により、届け出なければならない。
- 2 前項の届出の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、本会の事務局において行う。
- 3 郵送による届出は、締切日時までに、本会の事務局に到着したものを持って有効とする。

(候補者推薦の届出)

- 第5条 正会員A、正会員Bは、5名以上が連署して、正会員A、正会員Bを候補者に推薦することができる。ただし、同一会員が推薦できる候補者の数は、会長候補者は1名、監事は2名以内とする。
- 2 前項により候補者を推薦しようとするときは、選挙管理委員会の定めた文書に被推薦者の承諾書を添えて、届け出なければならない。
- 3 選挙管理委員は、推薦者になることができない。

(選挙管理委員の立候補禁止)

- 第6条 選挙管理委員が候補者になるときは、選挙の行われる日の20日前までに、委員を辞任しなければならない。

(候補者の辞任)

- 第7条 届け出後に候補者を辞退しようとするときは、選挙を行う日の2日前までに、候補者本人の署名捺印のある文書により、選挙管理委員会に届け出なければならない。

(候補者一覧表の作成と送付)

- 第8条 選挙管理委員会は、届け出を締め切ったときは、速やかに候補者の資格を審査し、適格者を定め、代議員に通知するものとする。
- 2 前項の通知は、文書によるものとし、候補者の順位は受け付け順とする。

(投票権者と投票の方法)

第9条 投票権者は、投票を行うため、選挙長が議場の閉鎖を命じたとき、議場内にいる代議員とする。

- 2 投票は、別に定める投票用紙により、選ぶべき員数が1人のときは单記無記名投票によって、2人以上のときは選ぶべき員数の連記無記名投票によって行う。
- 3 連記無記名投票については、記号式投票によることができる。

(無効投票及び投票の効力)

第10条 次の投票は無効にする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
 - (2) 候補者以外の氏名が記載されたもの
 - (3) 候補者の氏名が確認し難いもの
 - (4) 同一候補者の氏名が複数記載されたもの
 - (5) 連記投票の際、選出すべき員数を超えた候補者の氏名が記載されたもの
- 2 連記投票の際、選出すべき員数に満たない候補者の氏名しか記載されていない投票は、有効とする。
 - 3 同一の氏または名の候補者が2人以上ある選挙において、その氏または名のみを記載した投票は有効とし、当該候補者のその他の有効得票数に応じて按分する。
 - 4 投票の効力は、選挙長が代議員のうちから指名した選挙立会人の意見を聴いて決定する。

(無投票当選)

第11条 候補者が、その選挙によって選ぶべき員数を超えないとき、または超えなくなったときは、投票を行わずに、その候補者をもって、当選者とする。

(選挙を行う日の補欠選挙)

第12条 候補者が、その選挙によって選ぶべき員数に不足するとき、その選挙を行う日に、総会の議決を経て、別段の方法により、補欠選挙を行うことができる。

(会長候補者の必要得票数と当選者の決定)

第13条 会長候補者の選挙においては、第9条第1項の投票権者の過半数の有効得票がなければならない。

- 2 過半数の得票者がないときは、多数を得た上位2人を候補者として、再選挙を行う。

(監事の当選者の決定)

第14条 監事の選挙においては、多数の有効投票を得た者から、順次選ぶべき定数までを当選者とする。

- 2 得票数が同じときは、くじで当選者を定める。

(選挙の管理と当選者の確認)

第15条 選挙管理委員は、選挙の行われる日の総会に出席して、選挙全般を管理し、当選者を確認するものとする。

- 2 この規程に定める選挙の選挙長は、選挙管理委員会委員長がこれに当たるものとする。

(規程の改廃)

第16条 この規程は、総会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

- 1 本規程第1条の選挙に関し、本会が定めていない事項は、選挙管理委員会が処理するものとする。
- 2 平成24年4月1日から施行する。
- 3 社団法人広島県薬剤師会選挙管理規程（平成9年4月1日施行）は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成28年3月27日に一部改正し、平成27年12月14日から適用する。

議案第11号

公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程（案）

第1条 広島県薬剤師会保険薬局部会（以下「本部会」という。）は本部会規程第5条に定めるところにより、本規程による**負担金**を保険薬局部会員（以下「本部会員」という。）は納付する。

第2条 本部会員の納付する**負担金**は、次のとおりとする。

ランク	1月あたり 枚 数	1月あたり の会費金額	年間会費	年間負担金
A	0～ 100枚	475円	5,700円	2,850円
B	101～ 200	665	7,980	3,990
C	201～ 300	1,520	18,240	9,120
D	301～ 400	2,565	30,780	15,390
E	401～ 500	3,800	45,600	22,800
F	501～ 600	5,225	62,700	31,350
G	601～ 700	6,840	82,080	41,040
H	701～ 800	8,645	103,740	51,870
I	801～ 900	10,640	127,680	63,840
J	901～1,000	12,825	153,900	76,950
K	1,001～1,500	14,250	171,000	85,500
L	1,501～	19,000	228,000	114,000

第3条 部会長は、毎会計年度の当初において各地域薬剤師会に対し、**負担金**の割当額を通知しなければならない。

- 2 割当額は、各地域薬剤師会所属の本部会員の当該会計年度の前々年11月から前年10月までの、処方せん取り扱い枚数により算出した額とする。
- 3 **負担金**対象期間から本部会員となった本部会員の**負担金**の計算については、その期間（加入後、締切月まで）の処方せん総枚数を本部会員としての期間（月数）で除した枚数をもって算出した額とする。
- 4 本部会員が前年11月から当年3月までの間に退会した場合、**負担金**の納入を免除するものとする。

第4条 **負担金**は、各地域薬剤師会が本部会員から取り纏めて期日までに本部会に納付するものとする。

第5条 納入した**負担金**は、その理由の如何にかかわらず返還しない。

第6条 この規程の改正は、総会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月27日に制定し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 広島県薬剤師会保険薬局部会会費賦課納付規程は廃止する。

議案第12号

公益社団法人広島県薬剤師会積立預金規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、積立預金の積立方法及び取崩の手続き等を明らかにし、もって会務の健全かつ円滑なる運営を図ることを目的とする。

(積立預金の範囲)

第2条 事業の支出に備えるために預金として積み立てられるもの（以下「積立預金」という。）は、次の範囲とする。

- (1) 財政調整積立預金
- (2) 会館施設設備整備積立預金
- (3) 医薬分業施設設備整備積立預金
- (4) 財政準備積立預金
- (5) その他理事会で承認を受けた積立預金

(積立預金の預入名称)

第3条 積立預金は、当該積立預金の事業目的に添った名称を付し、金融機関に預け入れなければならない。

(積立預金の積立方法)

第4条 財政調整積立預金、会館施設設備整備積立預金、医薬分業施設設備整備積立預金、財政準備積立預金及びその他理事会で承認を受けた積立預金の積立は、前事業年度の正味財産増減計算書における増額範囲内において予算に計上し、金融機関に預け入れるものとする。

(積立預金の取崩)

第5条 備積立預金の取崩は、次の事由の発生により行うものとし、理事会の決議及び総会の承認を得なければならない。

- 2 財政調整積立預金及び財政準備積立預金の取崩は、当期事業年度において、一時的に運転資金が不足する場合。
- 3 会館施設設備整備積立預金の取崩は、次の事由の発生により行うものとする。
 - (1) 広島県薬剤師会館の建物本体及び付属施設の改築、改修又は修繕
 - (2) 広島県薬剤師会館の主要設備の修繕又は更新
- 4 医薬分業施設設備整備積立預金の取崩は、その目的とする事業の遂行により取崩すものとする。

(預金の種類)

第6条 金融機関に預けいれるすべての積立預金は、元本確実で安全かつ有利な預金種類を選択しなければならない。

(受取利息の取扱)

第7条 積立預金の金融機関への預け入れで生じる受取利息等は、流動資産の預金の中に繰り入れるものとする。

(疑義解釈)

第8条 本規程に定めのない疑義が生じた場合は、常務理事会で協議の上、理事会に報告し

なければならない。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、常務理事会で協議の上、理事会の決議及び総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 平成28年3月27日に制定し、平成28年4月1日から施行する。
- 2 社団法人広島県薬剤師会積立預金規程及び保険薬局部会積立預金規程は、本規程制定に伴い、廃止する。

議案第13号

公益社団法人広島県薬剤師会施設設備整備に伴う 助成貸付規程(案)

(目的)

第1条 公益社団法人広島県薬剤師会（以下「本会」という。）は、**地域薬剤師会**の行う**健康サポート**、**医薬分業**及び**在宅支援**施設設備整備事業に対し、助成貸付を行うことにより、事業の円滑な推進を図ることを目的として、この規程を定める。

(助成貸付)

第2条 前条の申込があったときは審査の上、この規程により助成貸付を行う。

(助成貸付の対象)

第3条 助成貸付を受けることができるものは、**地域薬剤師会**とする。

(貸金区分)

第4条 この助成貸付金は、施設設備整備助成貸付金（以下「**貸付金**」といふ）という。

(貸付限度額)

第5条 前条にかかる貸付金の限度額は、原則として一**地域薬剤師会**に対し1,000万円を限度とする。

(貸付の条件)

第6条 第4条の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金は原則として無金利とする。
- (2) 償還期間は据置期間を含め6年以内とする。
- (3) 据置期間は1年以内とする。

(貸付の申請)

第7条 貸付金を受けようとする**地域薬剤師会**は、その所属会員の総意に基づき、施設設備整備助成貸付金申込書を会長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) **地域薬剤師会**総会の議事録
- (2) 助成に関する**地域薬剤師会**の事業計画書
- (3) 助成に関する**地域薬剤師会**の収支予算書
- (4) **地域薬剤師会**の申込年度の会計収支予算書
- (5) **地域薬剤師会**の前年度の会計収支決算書（監事監査報告書付）
- (6) 貸付金に係わる償還計画書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めて提出を求めた書類

(貸付の決定および貸借契約の締結)

第8条 会長は、**地域薬剤師会**から申込書の提出があったときは、速やかに常務理事会に付議する。

2 貸付の決定は、理事会の決議による。

3 会長は、貸付に際して施設設備整備助成貸付契約書により**地域薬剤師会**と契約し、貸付を行う。

4 **地域薬剤師会**は、第7条第2項第2号、同第3号およびその他事業に係わる変更があ

ったときは、速やかに会長に申告するとともに、その指示に従わねばならない。

(償還方法)

第 9 条 第 5 条の貸付金の償還方法は、年賦償還を原則とし、第 8 条第 3 項の契約書に記載された償還期日までに返還するものとする。

(期限前償還)

第 10 条 会長は、**地域薬剤師会**が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条の規定及び貸付契約書の条項にかかわらず、償還期限前に貸付金の全部または一部を一時に返還させることができる。

- (1) 貸付金を貸付目的以外の使途に使用したとき。
- (2) 貸付金を償還期限までに償還しないとき。
- (3) 貸付金にかかわる事業を中止し、または廃止したとき。
- (4) 契約書内容に変更が生じたにもかかわらず契約更改に応じないとき。

(違約金)

第 11 条 **地域薬剤師会**は、第 10 条の各項に該当することを理由として返還を請求され、指定された日までに返還を行わなかったとき、指定された日の翌日から返還の日までの日数に応じ、延納した額につき年 5 パーセントの割合で計算した違約金を支払わなければならない。

(事業実績報告)

第 12 条 **地域薬剤師会**は、償還が完了するまでの間、助成に関する決算書を毎会計年度終了後 60 日以内に、事業実績報告書とともに会長に提出しなければならない。

(その他の報告)

第 13 条 会長は、必要があると認めるときは、**地域薬剤師会**に対し、貸付金の使途および経理状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
2 会長は、**地域薬剤師会**に対し、前項の規程による報告に基づいて必要な指示をすることができる。

(貸付の経理)

第 14 条 **地域薬剤師会**は、貸付金にかかわる事業の経理を他の事業の経理と区別し、その収支を明確にした帳簿を備えるとともに関係書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業にかかわる会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(規程の改廃)

第 15 条 本規程の改廃は、理事会の決議及び総会の承認を得なければならぬ。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 27 日に制定し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 医薬分業施設設備整備に伴う助成貸付規程は廃止する。

議案第14号

選挙管理委員会委員の選任について（案）

公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会委員及び補欠の委員について、次の者を選任する。任期は平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。

委 員	山 本 和 彦
委 員	山 木 寛
委 員	荒 川 隆 之
委 員	大 町 久 男
委 員	西 谷 啓
補欠の委員	串 田 慎 也

選 挙

会長候補者及び監事の選挙について

会長候補者 定数 1名

監事 定数 2名以内

